

厚生労働省 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業」報告会

市町村地域福祉計画セミナー

～地域共生社会の実現と包括的な支援体制づくりに向けて～

期 日：平成31年3月22日（金）

会 場：全日通霞が関ビル・8階「大会議室」

主催：全国社会福祉協議会

目 次

◇日程表	-----	2
◇セミナー資料		
○開会挨拶	-----	3
○行政説明		
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定」	-----	5
○解 説		
「地域福祉計画の策定・改定ガイドブックのポイント」	-----	17
○シンポジウム		
「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりと地域福祉計画」	---	31
◇参加者名簿	-----	77
◇開催案内	-----	84

日 程 表

会場：全日通霞が関ビル・8階「大会議室」

時 間	内 容
12:30～	受 付
13:00～13:10 (10分)	【開会挨拶】 全国社会福祉協議会 常務理事 寺尾 徹
13:10～13:40 (30分)	【行政説明】 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官 玉置 隼人 氏
13:40～14:10 (30分)	【解 説】 地域福祉計画の策定・改定ガイドブックのポイント 日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹 氏 (全社協・地域福祉計画の策定促進に関する委員会 委員長)
14:10～14:25 (15分)	【休 憩】
14:25～16:30 (125分)	【シンポジウム】 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりと地域福祉計画 神奈川県 藤沢市 福祉健康部長 片山 睦彦 氏 長野県 茅野市 健康福祉部長 竹内 武 氏 富山県 氷見市社会福祉協議会 事務局次長 森脇 俊二 氏 【コメンテーター】 文京学院大学 准教授 中島 修 氏 (全社協・地域における公益的な取組に関する委員会 委員長) 【コーディネーター】 日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹 氏 (全社協・地域福祉計画の策定促進に関する委員会 委員長)
16:30	【終 了】

開 会 挨 拶

全国社会福祉協議会 常務理事 寺尾 徹

【行政説明】

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の策定・改定

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官 玉置 隼人 氏

行政説明

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の策定・改定



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定 《第4条 第2項/第5条/第6条 第2項/第106条の2》

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 《第106条の3》

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実 《第107条/第108条》

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

改正社会福祉法（第4条） [平成30年4月施行]

（地域福祉の推進）

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第4条 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える

福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

改正社会福祉法（第5条、第6条） [平成30年4月施行]

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4条第2項では、地域福祉を推進していく上で地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、第6条第2項は、地域福祉を推進していく上での国及び地方公共団体の責務を定めている。さらに、第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

改正社会福祉法（第106条の2） [平成30年4月施行]

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

※ 今回の改正による新設

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業 [地域包括支援センターの総合相談]
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業 [障害者相談支援]
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業 [利用者支援事業]

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における**相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務**としている。

改正社会福祉法（第106条の3） [平成30年4月施行]

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

- 第1項は、(1) 地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、
(2) 身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、
(3) 相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備
などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

(平成29年厚生労働省告示第355号) の概要

- 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。
- 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。
- 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。

住民に身近な圏域(※)

第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施（地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化）
- 地域の課題を地域で解決していくための財源（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等）

7

住民に身近な圏域(※)

第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

(※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じて協議）
※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（名称、所在地、担い手、役割等）
- 地域の関係者（民生委員児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）

市町村域

第三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じて協議）
※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる
- 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等）
- 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携）
- 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）

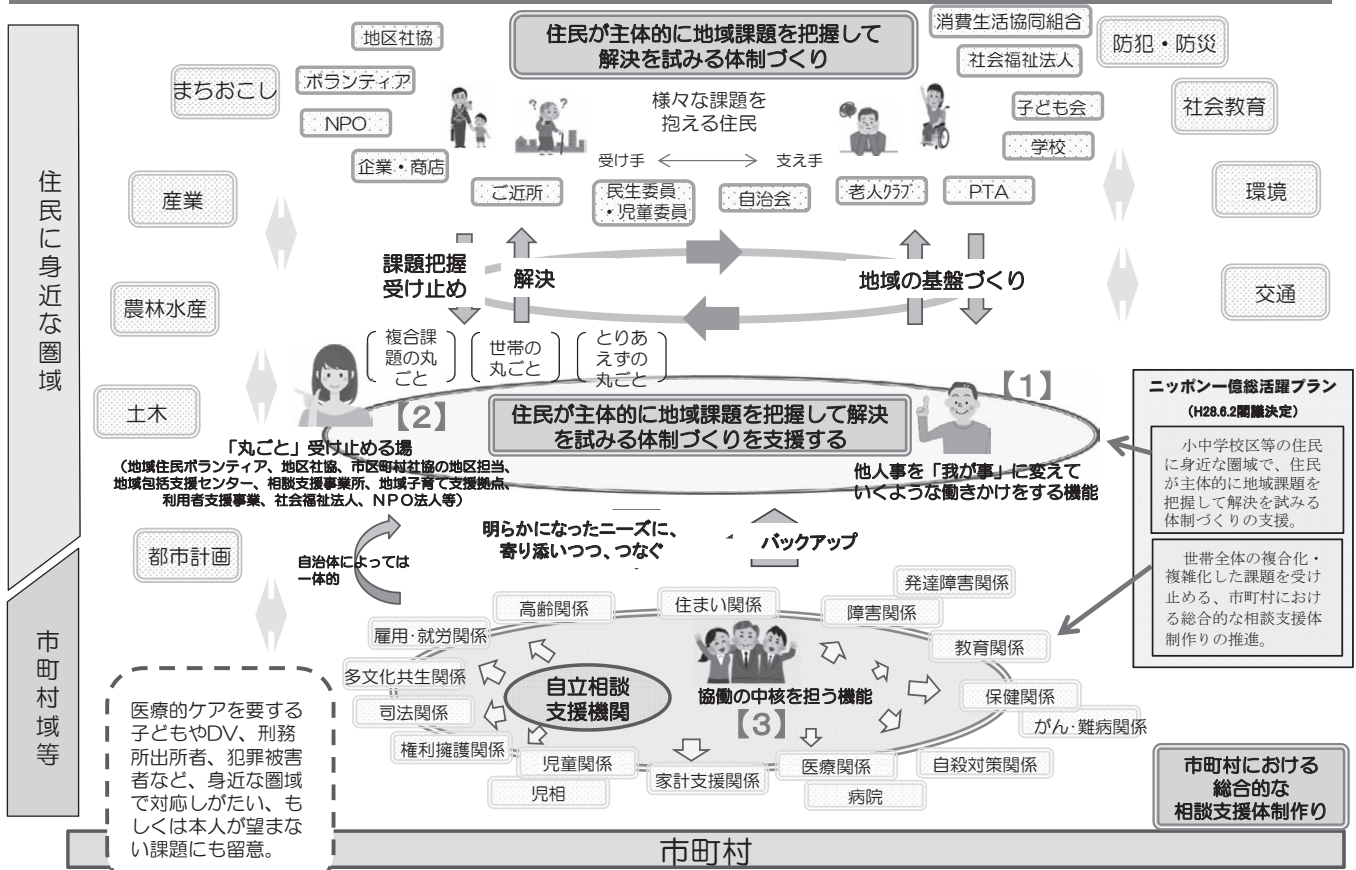
都道府県域

第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

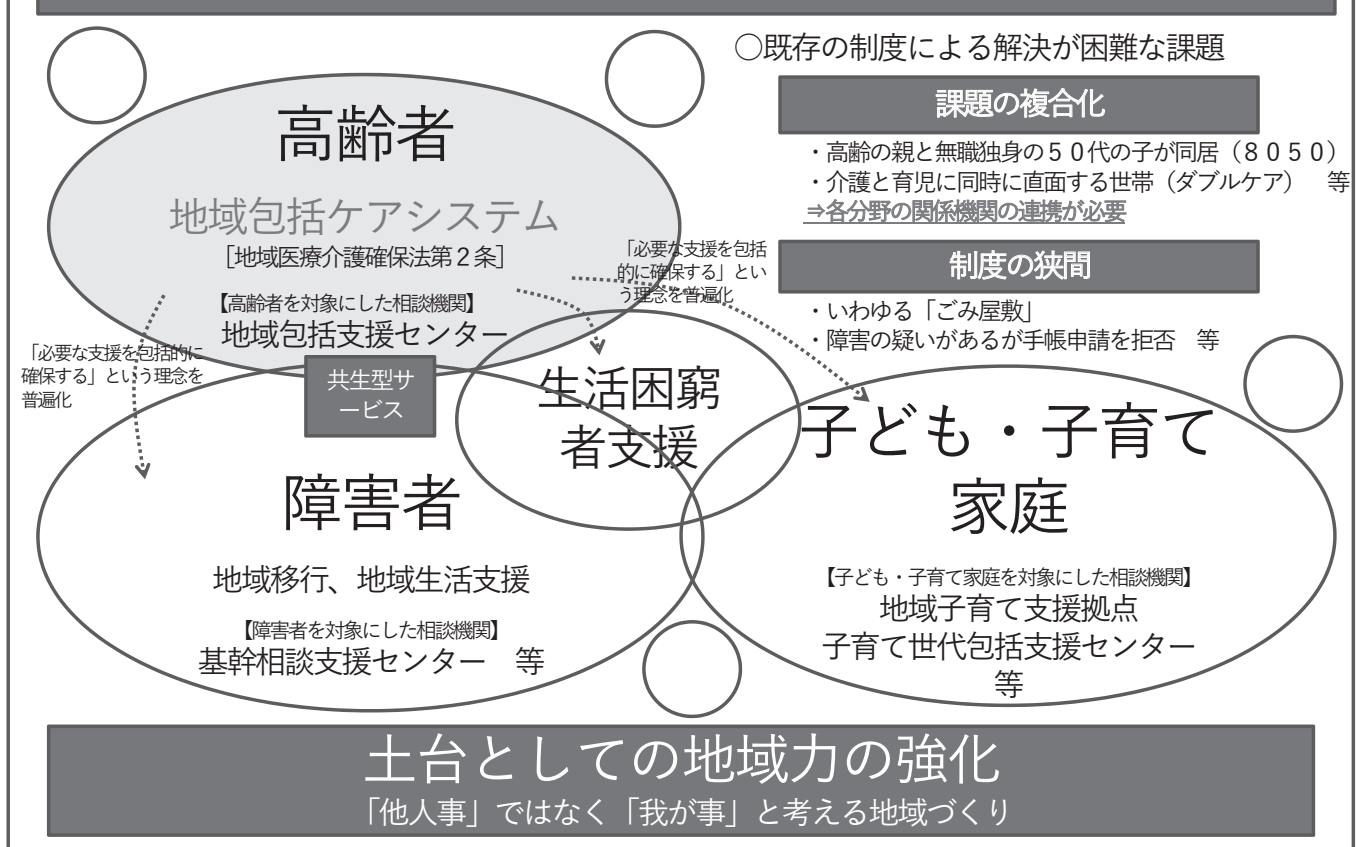
- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

8

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



地域福祉（支援）計画について

概要

- 「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。(H30.4.1現在策定済：1,316市町村(策定率75.6%))
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。(H30.4.1現在策定済：43道府県(策定率91.5%))
- 平成29年法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。

改正社会福祉法（第107条） [平成30年4月施行]

*下線部分は平成29年法改正により追加された記載事項（平成30年4月1日施行）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 法第106条の3第1項各号に掲げる事業（※）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

【都道府県地域福祉支援計画】（第108条）

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による法第106条の3第1項各号に掲げる事業の支援に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

11

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知概要）

（平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

はじめに（P1～7）

- 地域共生社会の実現が必要
 - ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
 - ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通するものであり、地域福祉の推進が求められている。
 - ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
 - ・他方、地域力強化検討会最終とりまとめで示された5つの視点（①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造）を重視しながら取組を推進していく必要。
 - ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について（P8～12）

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（P13～28）

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1) 実施内容 (2) 留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1) 実施内容 (2) 留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1) 実施内容 (2) 留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

く 社会福祉法第百六条の三第二項に基づき、
指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

1 市町村地域福祉計画	(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2) 計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1) 支援計画に盛り込むべき事項 (2) 支援計画の基本姿勢 (3) 支援計画策定の体制と過程

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（法第106条の3第1項関係）（P13～28）

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域（※）	<p>1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 （法第106条の3第1項第1号関係） ＜P13～22＞</p> <p>2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 （法第106条の3第1項第2号関係） ＜P22～25＞</p> <p>（※）地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等） <p>● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議） 例1：地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2：地域包括支援センターのプランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3：自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4：診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知（担い手、場所、役割等） ● 地域の関係者（民生委員・児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築（3の支援体制と連携）
市町村域	<p>3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 （法第106条の3第1項第3号関係） ＜P25～28＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議） <p>＜展開の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とながら、中核を担う場合が多い。 ・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 <ul style="list-style-type: none"> ● 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の拡充、新たな場の設置等） ● 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携） ● 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）
都道府県域	<p>4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について ＜P28＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（P29～52）

<p>1 市町村地域福祉計画 ＜P29～42＞</p> <p>（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項</p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P29～33＞</p> <p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p> <p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <p>②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</p> <p>③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <p>④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</p> <p>⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）</p> <p>⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項</p> <p>（2）計画策定の体制と過程（主な項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など <p>＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること ・ 他の計画との調和を図る具体的方法の例（見直しの時期を揃える、一体的に策定する等） 	<p>2 都道府県地域福祉支援計画 ＜P43～52＞</p> <p>（1）都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項</p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P43～47＞</p> <p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p> <p>セ 地域づくりに関する官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>タ 全庁的な体制整備</p> <p>②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</p> <p>③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</p> <p>④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</p> <p>⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項</p> <p>⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項</p> <p>（2）支援計画の基本姿勢</p> <p>（3）支援計画策定の体制と過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など <p>・ 福祉以外の分野（成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等）の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮（必要に応じ分科会、WGを設置） など
---	---

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン<抄>

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

市町村地域福祉計画

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

都道府県地域福祉支援計画

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方
- ・ 権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の整備に関し、各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会、中核機関の設置・運営や家庭裁判所・専門職団体との連携確保、さらには後見等の担い手確保や市町村職員等の資質の向上等、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの必要な助言その他の援助の在り方

15

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン<抄>

市町村地域福祉計画

※都道府県地域福祉支援計画についても同様の旨記載

(2) 計画策定の体制と過程

① 市町村行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、**各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」**であり、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（以下「医療介護総合確保促進法」という。）に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

(中略)

- この他、地域福祉計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にすること等も考えられる。
- なお、市町村が既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

16

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」より

1. 社会福祉系の行政計画との整合性

○上位計画として「調和を図る」こととしている他の計画

- ・ 老人福祉計画
- ・ 介護保険事業計画
- ・ 医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画
- ・ 障害者計画
- ・ 障害福祉計画
- ・ 障害児福祉計画
- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・ 健康増進計画
- ・ その他の関連する計画

○「調和を図る」方策の例

【策定体制】

- ・ 関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会の開催、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチーム
- ・ (市町村が福祉事務所、保健所、保健センター等を設置している場合)
地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本。
とりわけ、社会福祉士や保健師等の地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。
- ・ 他の福祉に関する計画の策定委員を地域福祉計画の策定委員にする

【期間設定、運用】

- ・ 他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえる
 - － 計画期間、評価及び公表等：地域福祉計画の計画期間については、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。特に、他の福祉に関する計画との調和を図る観点からは、検討や見直しの時期をそろえることも有効と考えられる。

【計画の構成】

- ・ 地域福祉計画の内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいく
- ・ 市町村地域福祉計画と他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定する
※ 他の既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができる。(策定段階において明らかにすることが必要)

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」より

2. その他の計画との整合性

- 福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる。

例えば・・・

- ・ 成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画
- ・ 住宅セーフティネット法による供給促進計画
- ・ 自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画
- ・ 再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画
- ・ 災害対策基本法に規定される市町村地域防災計画

「ガイドライン」((1) 盛り込むべき事項) と他の計画の策定方針等

① 権利擁護、成年後見制度利用促進	
<p>地域福祉計画「ガイドライン」</p> <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた<u>権利擁護の在り方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方 ・ 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方 ・ 日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方 <p>※ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)に規定される市町村計画と一体的なものとする<u>ことも考えられる</u></p>	<p>成年後見制度利用促進基本計画 (閣議決定/平成29年3月)</p> <p>③市町村による成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)の策定</p> <p>当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。</p> <p>市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていないか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。</p> <p><u>既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする</u>こと。</p>

「ガイドライン」（（1）盛り込むべき事項）と他の計画の策定方針等

② 住宅確保

地域福祉計画「ガイドライン」	賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き (国土交通省／平成29年10月)
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項	供給促進計画の策定にあたっては、 <u>住宅部局と福祉部局とが連携し</u> 、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を把握した上で、 <u>目標の設定や施策の検討を行うことが望まれます</u> 。

③ 自殺対策

地域福祉計画「ガイドライン」	市町村自殺対策計画策定の手引き (厚生労働省／平成29年11月)
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）	地域自殺対策計画は、例えば地域福祉計画または地域福祉支援計画等の他の計画の一部として策定することも可能であり、必ずしも単独の計画として策定する必要はありません。ただし、この場合は、他の計画の中のどの部分が地域自殺対策計画に該当するのかが明らかにしておくことが必要です。

「ガイドライン」（（1）盛り込むべき事項）と他の計画の策定方針等

④ 再犯防止

地域福祉計画「ガイドライン」	賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き (閣議決定／平成29年12月)
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項	第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 ②保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化 ア 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け 厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が <u>地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられる</u> ことから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

⑤ 防災、減災

地域福祉計画「ガイドライン」	中央防災計画 (閣議決定／平成29年12月)
② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	(4) 避難行動要支援者名簿 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

策定手順、評価・改定

- 策定方針
- 策定体制
 - ・地域住民等の主体的参加 ← そのための情報提供
- ニーズ調査
- 社会福祉協議会の役割
- 社会福祉法人の役割
- 民生委員・児童委員の役割
- 地区単位の計画策定
- 広域による取組
- 定期的な点検、評価
 - ・定量評価
 - ・地域住民等の意識や行動の変化

【解 説】

地域福祉計画の策定・改定ガイドブックのポイント

日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹 氏

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の策定・改定ガイドブック (概要)

2019年3月22日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉計画の策定促進に関する委員会

1

ガイドブックの目的と概要

本ガイドブックは、**地域共生社会の実現**に向けて、**それぞれの地域での創意工夫にもとづく包括的な支援体制**の計画的な整備や拡充等による**地域福祉の推進**を図るため、市町村における**地域福祉計画の策定・改定の促進**を目的としてとりまとめたものです。

- 改正社会福祉法とともに、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（通知、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」）等（以下、「ガイドライン等」）をもとに、**自治体職員に活用いただくことを目指してとりまとめました。**
- 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と課題」（総論）、地域福祉計画策定を具体的にすすめるための「地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント」を整理した各論、地域福祉計画の策定における都道府県の支援に関する内容などで構成しています。

2

ガイドブックの構成

I 総論：地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の意義と課題

- 今般の地域福祉計画の策定・改定にあたっては、地域共生社会の実現などの背景や施策が目指す方向性、また、この間の地域福祉計画の到達点や課題とともに、これまでの計画策定との違いなどを改めて確認し、関係者間で共有することが必要であることから、総論としてこれらを整理しています。

II 各論：地域福祉計画の策定・改定における検討・実施事項とポイント

- 地域福祉計画の策定ガイドラインの概要等を掲載しています。
⇒ II-1. 地域福祉計画の策定ガイドラインの概要等
- 策定・改定のプロセス（イメージ）を示すとともに、各プロセスで検討・実施することが想定される事項とそのポイントを整理しました。ガイドライン等に記載された事項とともに、**地域福祉計画の策定・改定を実施した11市町の工夫や実践などを踏まえて、検討・実施にあたって留意すべき事項や推進のポイント**などをとりまとめました。
⇒ II-2. 策定・改定の各プロセスにおける検討・実施事項とポイント

☆ 記載事項については、全てを実施する必要があるものではなく、地域特性や組織体制とともに、地域福祉計画の策定・改定の方針や体制などに応じて、必要な事項をご参照ください。

III 地域福祉計画の策定・改定と都道府県の支援

- 市町村地域福祉計画の策定率が100%の12府県を対象とする調査の結果等をもとに、都道府県による市町村地域福祉計画の策定・改定の支援等に関する取組やポイントを整理・掲載しています。

IV ヒアリング調査等の結果

V 参考資料

3

地域共生社会の実現と地域福祉計画のポイント

地域共生社会の実現！

- 地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画にかかわる取組等をもとにしながら、「**地域共生社会**」を実現するための計画として策定・改定する必要があります。地域共生社会の実現に向けて、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要です。

地域共生社会の実現に向けた取組のための5つのポイント！

- 地域共生社会の実現に向けては、
 - ① それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、
 - ② すべての地域の構成員の参加・協働、
 - ③ 重層的なセーフティネットの構築、
 - ④ 包括的な支援体制の整備、
 - ⑤ 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、

という5つの視点※を重視しながら、地域福祉（支援）計画も策定・改定されることが必要です。

※（2017年（平成29年）9月12日「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」

4

地域共生社会の実現と地域福祉計画のポイント

『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換！

☆分野別の制度などをつなぐ視点

○介護、障害者支援、子育てなど、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、「人」と「資源」の力を結び合わせて、分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間をどのように解決していくかという視点が必要です。

☆つながりづくり、地域づくりの視点

○社会的孤立や社会的排除といった課題を踏まえながら、**地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる**ことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていくことが必要です。これは地域福祉推進の目的と共通するものであり、**地域のつながりづくりの視点も重要**です。

○地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域福祉（支援）計画の策定・改定においても、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題をあらためて共有し、**地方創生の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどをすすめる視点**が重要です。

5

地域共生社会の実現と地域福祉計画のポイント

地域生活課題の広がりや地域福祉計画の対応範囲の明確化！

○地域福祉（支援）計画の策定・改定にあたっては、複雑化・複合化している地域生活課題を把握することになります。今後の計画策定における地域生活課題等の把握・分析においては、今日の経済・社会全体の状況等を背景とする**それぞれの地域生活課題を幅広い視点と方法等により把握・分析し、地域福祉計画がターゲットとする地域生活課題を明確化・焦点化する視点**が必要です。

地域生活課題等の把握・分析！

○地域生活課題等を把握・分析するためには、本人とともに世帯への着目、福祉・介護・保健医療以外の課題の把握と地域福祉を推進する観点からの理解が必要です。

○また、把握にあたっては、**既存の統計データ等やアンケート調査等を有効に活用するとともに、地域福祉（支援）計画策定のプロセスにおける「地域住民の参加」、「専門職の参加」、「行政内外の職員参加」**等による協議をもとに、**地域生活課題等を明らかにし、共有する取組は、目指す地域の姿の検討・共有や計画策定後の推進体制づくりをすすめるうえでも重要**です。

6

地域共生社会の実現と地域福祉計画のポイント

包括的な支援体制の整備と地域福祉計画策定のプロセス！

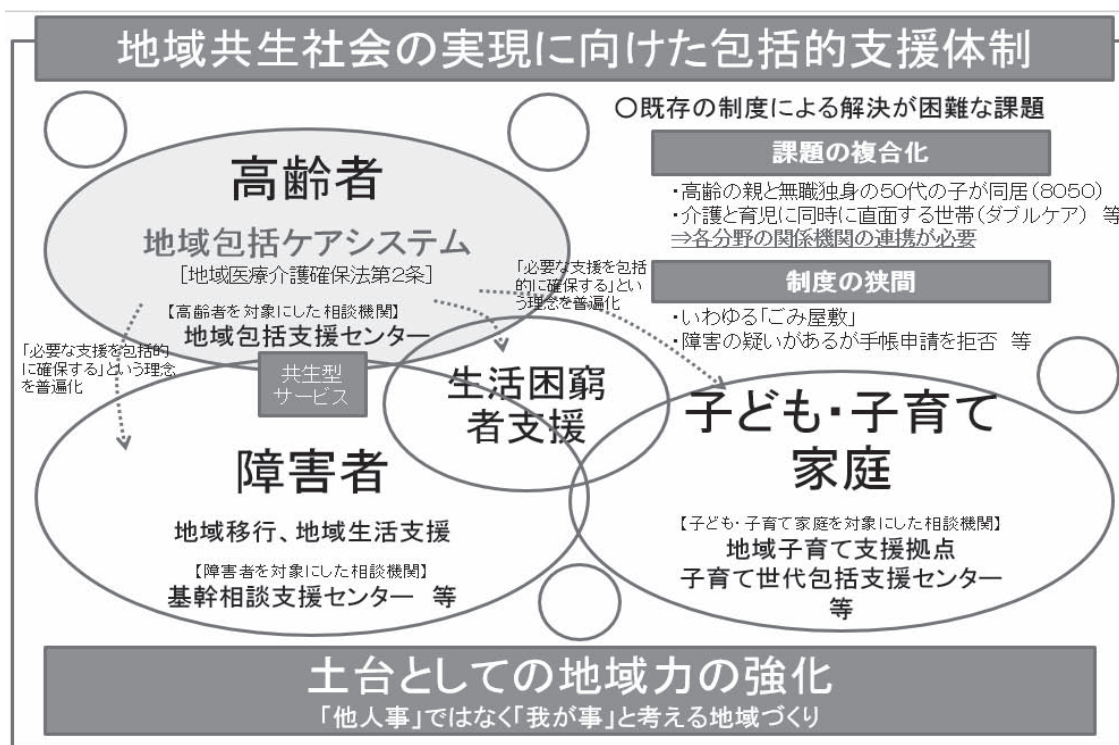
- 包括的な支援体制の整備は、地域福祉の推進にかかる市町村の責務を具体化・明確化することにつながるものであり、地域福祉計画に盛り込むことを推奨します。
- 地域福祉計画策定のプロセスなども活用しながら、市町村が、①、②、③の機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待されています。

包括的な支援体制の展開方策の検討と具体化！

- 改正社会福祉法にもとづく「包括的な支援体制の整備」にあたっては、地域包括ケアや生活困窮者自立支援などの既存施策から、全世代・全対象型の包括的な支援体制に展開していくか、具体的な方策を検討し、地域福祉計画に明記するなどの具体化が必要です。
- 2020年代初頭とされる地域共生社会の実現に向けた施策の全面展開を目指して、地域福祉計画における「包括的な支援体制の整備」（法第106条の3）などの検討・位置づけにあたっては、地域共生社会の実現に向けた改革の骨格（前掲）の「地域を基盤とする包括的支援の強化」において、「地域包括ケアの理念の普遍化（高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築）」＝『全世代・全対象型地域包括支援体制』が掲げられていることを視野に入れた取組にも留意することが必要です。

7

地域共生社会の実現と地域福祉計画のポイント



厚生労働省作成資料

8

地域共生社会の実現と地域福祉計画のポイント

地域福祉を推進する責務！

○改正社会福祉法により、①「国及び地方公共団体」の責務（法第6条第2項）が規定されたことにより、②「地域住民」、③「社会福祉を目的とする事業を営業者」、④「社会福祉に関する活動を行う者」と相互に協力するため、4つの主体が協働して地域福祉の推進に努めなければならないことになりました。

「地域福祉の推進」に向けた目標設定と総合的な手段等の明確化！

○地域福祉計画により、地域福祉の推進に向けた目標とともに、自治体と地域住民等の役割や責務を具体化することなどによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための包括的な支援体制の整備など、目指す地域の実現に向けた地域福祉の推進が図られます。

住民自治と地域福祉ガバナンスの仕組みづくり！

○「住民自治」による「地域福祉の推進」が、地域住民等による地域福祉につながるものと考えられます。

○地域共生社会の実現に向けて、地域福祉をすすめていくためには、地域住民とともに、社会福祉法人などの「社会福祉を目的とする事業を営業者」、民生委員・児童委員、ボランティア等の「社会福祉に関する活動を行う者」などをはじめ、多様な主体の協働をすすめ、地域福祉ガバナンスを構築していくという視点も重要です。

9

地域福祉の「理念」と「推進方法」

「地域福祉の推進」については、社会福祉基礎構造改革のもと2000年の社会福祉法にて、明文化されました。

第1条には、「地域における社会福祉（以下、地域福祉という）の推進を図るとともに」という条文中で地域福祉が明示されました。つまり基礎自治体における社会福祉の総称が地域福祉とされました。

第4条第1項では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

この項は、地域福祉推進の理念を定めています。①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営業者及び、③社会福祉に関する活動を行う者、三者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

この三者をあわせて「地域住民等」としています。よくある誤解は、「等」には②や③が含まれるにもかかわらず、地域住民だけに特化して考えられていることです。

「地域住民」の捉え方にも留意が必要です。法律では「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み」とあります。つまり「地域住民」の概念のなかには、福祉サービスを必要とする当事者も含まれているということです。担い手として役割を果たす人だけが地域住民ではなく、地域住民とはあらゆる住民を包含した考え方で、すなわち社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念を示しています。

「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」とは、完全参加のことです。完全参加とは1981年の国際障害者年のテーマでした。つまり共生社会、ノーマライゼーションの理念を示したものです。

2018年の改正では、機会が「確保される」となりました。以前は機会が「与えられる」という条文でした。完全参加の機会は与えられるものではなく、合理的配慮等にもとづき、確保されるという権利に基づいた積極的な表現に改正されたのです。

以上のように、第4条第1項では地域福祉推進の「理念」として、三者関係により社会的包摂と共生社会を実現していくことが示されているのです。第2項では、こうした地域福祉を推進していくために「地域生活課題」を把握、解決していくという具体的な「推進方法」を示しています。

10

地域福祉計画の策定・改定のプロセス

- (1) 準備・構想段階での検討・実施事項
 - ① 策定・改定に向けた方針、スケジュールの検討等
 - ② 庁内体制（推進体制）と庁内委員会等での検討
 - ③ 計画の構想、基本事項の検討
 - ④ 委員会体制の検討、計画の策定を通じた多職種連携の促進
 - ⑤ 基礎データの収集・分析、地域生活課題の把握・分析

- (2) 策定・改定、実施段階での検討・実施事項
 - ① 計画の検討（策定委員会）
 - ② 目指す地域の姿、地域福祉の推進に関する基本的な考え方
 - ③ 圏域設定（整合化と重層化）の考え方
 - ④ 包括的な支援体制づくりの検討
 - ⑤ 住民に身近な圏域とネットワークづくりの考え方
 - ⑥ 目標設定と重点事項及び対策・施策等の検討
 - ⑦ 進行管理の仕組みと評価指標の検討
 - ⑧ 計画の策定・改定及び公表
 - ⑨ 計画の実施（進行管理）・計画の推進（推進・評価委員会）

- (3) 評価段階での検討・実施事項
 - ① 計画の年次評価、中間評価・計画の評価・改定検討

11

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

◇地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定においてポイントとなる、

1. 庁内連携による推進体制づくり、2. 包括的な支援体制づくり、3. 進行管理、についてヒアリング調査（11自治体）の結果をもとにした主な実践のヒントは以下のとおり。

1. 庁内連携による推進体制づくり

〔庁内連携に向けた体制づくり〕

- 地域福祉計画の策定・改定にあたって、庁内連携体制を構築するため、庁内連絡会などの庁内委員会等を設置。また、庁内委員会等の設置とともに、日ごろからの関係部署とのコミュニケーションと調整等に留意していることもポイントになる。
- 庁内委員会等の構成については、高齢者、障害者、子ども・子育ての3つの部署（福祉3部署）をもって構成する場合ははじめ、福祉3部署のほかに保健福祉部局内の関係全部署をもって構成している場合がある。
- 庁内委員会等については、局部長級の会議体を本部として設置している場合のほか、課長級や実務を担う係長やスタッフなどで構成する会議体を階層別に設置するなど、方針や意思決定の場や個別の事業・活動や仕組みや仕掛けづくりを行うプロジェクトチーム的な役割を担う場など、機能・役割を分けて設置する工夫がなされている。
- さらに、複合的な地域生活課題等に対応する包括的な支援体制づくりを総合的かつ効果的に行う観点から、保健福祉部局内の部署のほか、まちづくりや住宅関係、商工関係、教育委員会、さらには病院関係などの幅広い関係部局をもって庁内委員会等を構成する取組も進められている。
- 地域福祉の推進や包括的な支援体制づくりに向けた庁内の組織改組を実施した自治体もある。¹²

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

1. 庁内連携による推進体制づくり（つづき）

〔地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定している場合〕

□ 庁内委員会等に社会福祉協議会のメンバーも参加し、適切な役割分担のもとに庁内での協議・検討の段階から連携・協働した取組を進めている。

多機関協働や庁内連携の促進に向けた工夫

□ 地域生活課題を一元的に受け止める相談支援を担う機関（窓口）の設置や明確化、庁内連携のためのマニュアルを策定して取り組んでいる。

□ 庁内各課・関係機関等の職員を協働の中核を担う担当者として任命することなどにより連携推進の体制整備を図り、単独の組織では対応困難な課題等について全体調整を図る。

□ 相談支援の包括化を進めるための協議体を設置し、まずは保健福祉を中心とする関係部局・課室や関係機関での協議を始め、段階的に関係する多分野の相談機関や庁内部局の参加を得て拡充していくことを目指す。

13

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

2. 包括的な支援体制づくり

包括的な支援体制づくりの実際

〔既存施策からの展開パターン〕

□ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進と包括的な支援体制づくりに向けた既存施策からの展開パターンとして、主に以下のような取組が進められている。

1. 「地域包括ケアシステム」の分野横断的な展開や多機関・職種協働等による展開
2. 「生活困窮者自立支援」における事業、多機関・職種協働等と地域づくりによる展開
3. 地域力強化事業及び多機関協働事業をもとにした展開
4. 住民に身近な「総合相談センター（窓口）」（各制度における相談・支援を一元的に実施する拠点）を中核とする多機関・職種協働等による展開
5. 地域福祉コーディネーター（コミュニティー・ソーシャルワーカー）の配置等により、多機関・職種協働等と地域づくりによる展開

14

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

実施事項の重点化、体系化と総合的な推進

- 地域生活課題の状況、また、地域福祉を推進するための実施事項や重点事項を明確にしたうえで、地域福祉計画に盛り込むべき事項を参照しながら、具体的な実施事項などを地域福祉計画に盛り込む。
- 地域福祉計画に盛り込むべき事項の具体的な内容が多岐にわたることなどから、地域生活課題等を踏まえた実施事項や重点事項を定めた上で、それらに関連する具体的な事業・活動等が盛り込まれています。基本目標ごとに各施策の方向性を明記したうえで、盛り込むべき事項を位置づける。
- また、基本目標や重点事項間の関係性や役割分担を体系的かつ有機的に整理し、地域福祉の推進に向けた取組を総合的かつ明快に示す工夫もある。

15

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

分野横断的な取組につなげる工夫

- 実施事項や重点事項については、地域生活課題等を踏まえ、地域生活課題の早期発見・早期解決、包括的な相談支援体制の構築、コミュニティーソーシャルワーク機能の強化、地域生活支援、権利擁護、福祉人材及び地域福祉の人材の確保、市民との協働、災害時の支援、福祉のまちづくり、全庁的な体制整備など、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの分野・テーマ別の設定としない取組も進められている。
- 分野別の記載よりも、重点課題やテーマ別に施策を記載する方が体系も分かりやすく、上位計画としても適当であると認識している自治体もある。その場合にも、分野別の必要事項の記載について、分野別計画は3年毎の改定があるため、その都度、地域福祉計画を踏まえた個別的な記載事項を必要に応じて追加していくといった工夫がなされている。
- これらの取組については、地域福祉の推進と包括的な支援体制の整備に向けて、分野横断的な相談支援等の展開を地域福祉計画によって実現することを意図して、自治体ごとの状況に応じた工夫が進められている。
- また、個別の実施事項や事業・活動などの記載にあたっては、地域住民、事業者、社会福祉協議会、行政の役割をそれぞれ明確にする取組や所管する部局・課室を明記するなどの工夫をしている自治体もある。

16

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

多機関協働に向けた協働の中核を担う機能

□多機関協働を進めるための協働の中核を担う機能については、各自治体の状況に応じて下記のようなパターンがある。

1. 行政（庁内に設置する協議体・チームを含む）が直接担う
2. 総合的な相談支援等の拠点（総合相談センター、地域ケア社会福祉協議会など）を置く
3. 社会福祉協議会（総合相談窓口等）で機能を発揮する
4. ソーシャルワーク機能を有する専門職（地域福祉コーディネーター等）が担う
5. 関係者及び関係団体・機関のネットワークや役割分担により機能を発揮する。

圏域ごとの機能の明確化と重層化

□圏域の設定にあたっては、近所同士や自治会・町内会などの住民により身近な圏域から、小学校区、中学校区、市町村全域、さらには、市町村域を越える広域といった重層的な圏域設定がされている。

□圏域設定にあたっては、圏域ごとの機能を明確にし、あわせて保健福祉サービスの圏域（地域包括支援センターなどの相談支援機関、保健福祉サービスの拠点の所在、専門職・機関のネットワークなど）を勘案したネットワーク化や機能的な重層化が図られている。これにより地域住民の生活圏域に即した圏域となるとともに、地域住民と専門職・専門機関や福祉サービスとのネットワークづくりと連携・協働による地域福祉の推進基盤となっている。

17

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

社会福祉法人の役割、地域における公益的な取組の位置づけ

□社会福祉法人の役割、「地域における公益的な取組」については、地域生活課題の解決や包括的な支援体制づくりにおけるその意義を踏まえ、地域福祉計画に位置づけている自治体がある。

□「地域における公益的な取組」を具体的に記載していない場合にも、社会福祉法人の役割について明記されている自治体が多くみられる。

□社会福祉法人の役割等を位置づけている場合には、「地域福祉のイノベーション」の担い手として位置づけることや計画に盛り込んだ施策・事業等の全てにおいて、「事業者が取り組むこと」を明記し、社会福祉法人に期待する役割や具体的な取組を記載していることがある。

□また、地域生活課題の解決等に向けて、社会福祉法人の地域における公益的な取組を促進するための仕掛けとして、連絡会を設置するなど、社会福祉法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場や情報交換の機会を提供するとともに、管内各法人の取組状況を把握し、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めている自治体がある。

□地域福祉計画に位置づけがない場合においても、社会福祉協議会と連携した協議の場づくりや地域福祉活動計画への位置づけ、地域福祉の推進につながる取組の提案・働きかけなどを行い、連携・協働が図られている。

18

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

地域力強化に向けた取組検討・実施

□地域力強化、住民の身近な地域での相談窓口の設置、地域内で課題解決できる仕組みの構築に向けては、下記のような取組が検討・実施されている。

- ✓ 自治会単位での着実な活動の展開とその支援、見守りや声かけ、住民同士の交流や居場所づくり、健康づくり・介護予防を目的としたサロン、話し合いの場（住民ワークショップ）の実施等
- ✓ 住民主体の居場所・拠点づくりや地区ボランティアセンター、住民相互の支援のしくみやサービスボランティア団体等との連携・活動支援等の推進
- ✓ 地域福祉コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカー等の配置と地域の支援
- ✓ 社会福祉協議会及び、地区社協の事業展開
- ✓ 地区社協単位での相談窓口の設置
- ✓ 住民福祉懇談会、地域福祉活動を行う団体の懇談会などの協議の場の設置・開催
- ✓ 地域住民、社会福祉法人などの地域の関係機関・団体の協働、民間企業等との共同事業（プロジェクト）の実施等の推進
- ✓ 地域特性を生かして地域課題の解決を目指す取組を行う団体及び企業による意見交換会の開催（福祉分野に加え、まちづくり、教育、子育て、生涯学習、安心安全、都市基盤、産業、環境、観光等の分野にも参加を呼びかけ。）
- ✓ 地域福祉活動の担い手（地域福祉協力員、地域福祉活動サポーター等）の養成と支援
- ✓ ボランティアポイントの仕組みを用いた住民の活動促進
- ✓ 各圏域の階層化にもとづく取組とその重層化
- ✓ 多様な選択肢や手法の提案、様々な情報の発信を行うことにより住民の社会参加につなげる。

19

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

3. 進行管理

□地域福祉計画の進行管理については、策定・改定のための委員会を推進・評価のための委員会に移行・設置している。なお、地域福祉計画の推進・評価については、常設の保健福祉に関する審議会や協議体において実施している場合もある。

□なお、地域福祉計画に掲げた事業・活動やプロジェクトを企画・推進するためにラウンドテーブルやプロジェクト委員会、テーマ別の協議の場や意見交換会等を別途設けている場合もある。

□庁内体制についても同様に、策定・改定のための庁内委員会等を推進・評価のための庁内委員会等に移行・設置している。

〔実施頻度等〕

□地域福祉計画の推進・評価のための委員会等においては、年に1回以上、定期的に計画の進捗状況等を確認し、計画の推進に係る課題等を議論している。

〔その他〕

□庁内においても、自己評価ツールを作成してチェックを実施するなど、計画の進捗状況や課題を把握・分析する工夫がなされている場合もある。

□また、地域福祉計画の推進と進行管理にあたっては、さまざまな機会をつうじて、地域住民や関係機関・団体との意見交換、意見を受け止めることに留意している。

□さらに、広く市民が集まるイベント等において、地域福祉計画に関連する取組の報告を行うことなどにより、新たな参加者の呼びかけを行う工夫も行われている。

20

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

評価方法と評価指標の考え方

【全体的な傾向】

- 地域福祉計画の評価については、推進・評価委員会において地域住民等の意見を十分に把握しながら進めるとともに、庁内委員会等において年度ごとの進捗確認を含めた評価体制、仕組みづくりが図られている。
- 地域福祉計画に盛り込んだ施策、事業・活動などの評価については、そのプロセスを重視するものもあり、数値化し難いものも多く、各自治体では評価指標の設定について苦慮している状況がうかがえる。

【具体的な評価方法と工夫①】

- 事業・活動の見える化による地域住民等の理解の促進などを図るため、数値化できる目標は数値化したうえで、数値化し難い事業・活動等については、推進・評価委員会での十分な議論のもとに評価を進めるなどの取組も進められている。
- 成果目標等を地域福祉計画に盛り込んでいる自治体においては、基本目標や（重点）施策別などの大枠に関する評価指標を設定するなどの工夫がなされている。
- 目標・評価指標の数値化については、地域住民、町内会・自治会長、専門職・機関、民生委員・児童委員などのアンケート調査結果の経年比較による目標値設定ほか、拠点や居場所づくりなどの箇所数については年度推移や必要とされる圏域数などをもとに具体的に設定する方法がとられている。

<次頁につづく>

21

地域福祉計画の策定・改定における主な実践のヒント

【具体的な評価方法と工夫②】

- 数値目標だけにとらわれると、進行管理の際にそこだけに着目してしまうという課題もある。むしろどのような状態像にしたいかといった、質的なベンチマークを用いる様な方法が、プロセス評価においては有効であったことが明らかになっている。
- いずれの場合においても、地域福祉計画の推進による目指す地域の姿に向けて、地域生活課題の具体的な解決・緩和とともに、地域住民や専門職・機関、その他関係団体・機関の変化、そして地域の変化を目指して、目標・評価指標の設定と評価が図られている。

22

今後の地域福祉計画に求められる「5つの視点」

1. 生活の包括：「暮らし」と「しごと」の包括的な支援

- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 介護、子育て、障害者支援、病気などにとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育などの生活ニーズをトータルにとらえる

2. 対象の包括：制度の枠組みにとられない地域生活課題の包括的な把握

- 全世代・全対象、本人と世帯の課題などを包括的にとらえる
- 支援を必要とする人々の相談・支援などへのアクセスや地域のつながりの場などへの参加の支援
- 地域生活課題に対応する重点施策及び施策の体系化と優先順位の明確化

3. 相談・支援の包括：全世代・全対象型の地域包括支援体制づくり

- 「包括的な支援体制の整備」（法第106条の3第1項）をつうじた、地域力の強化や多機関協働の推進
- 多機関協働における「協働の中核」を担う機関の明確化、地域生活課題に対応する社会福祉法人の「地域における公益的な取組」などの地域福祉計画への位置づけ
- 「包括的な支援体制の整備」の展開するなかで、サービスの総合化、予防的福祉をさらに拡充し、「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築

23

今後の地域福祉計画に求められる「5つの視点」

4. 包括的な地域づくり：3つの地域づくり、参加と協働のデザイン

- 地域福祉の推進による「まちづくりに広がる地域づくり」、「共生の文化に広がる地域づくり」、「一人ひとりを支えることができる地域づくり」
- 住民により身近な圏域の重視と包括的・重層的な圏域づくり
- 地域住民、相談・支援機関や社会福祉法人などの専門職、民生委員・児童委員等の参加・協働の拡充、多様な場の創造と福祉教育などの推進

5. 計画（対策・施策）の包括 ：分野別計画の「総合化」と関連施策等の「包括化」、地域福祉を推進する行政体制

- 高齢者、障害者、子ども・子育てなど分野別計画の「総合化」により、分野別の計画に横串をさし、それぞれ縦割りの計画・施策等を総合的かつ包括的に推進
- 地域福祉に関係する計画との関係性の体系的な整理、計画の一体化や連携・協働関係の明確化による施策等を総合化・包括化
- 地域福祉活動計画との関係性、目的・役割の整理、一体的策定の意義と効果の確認、地域住民により身近な圏域での地域福祉行動計画策定の促進・支援
- 庁内連携体制の構築（必要に応じた機構改組）と地域共生社会の実現に向けた自治体の役割の明確化
- 公費財源の確保、民間財源や社会資源の確保・拡充のための取組と工夫

24

【シンポジウム】

地域共生社会の実現に向けた 包括的な支援体制づくりと地域福祉計画

《発言者》

神奈川県 藤沢市	福祉健康部長	片山 睦彦 氏
長野県 茅野市	健康福祉部長	竹内 武 氏
富山県 氷見市社会福祉協議会	事務局次長	森脇 俊二 氏

《コメンテーター》

文京学院大学 准教授 中島 修 氏
(全社協・地域における公益的な取組に関する委員会 委員長)

《コーディネーター》

日本福祉大学 学長補佐 原田 正樹 氏
(全社協・地域福祉計画の策定促進に関する委員会 委員長)

【シンポジウム】

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制づくりと地域福祉計画

神奈川県 藤沢市 福祉健康部長 片山 睦彦 氏

地域共生社会の実現に向けて

～藤沢市における地域力強化と
包括的支援の取り組み～



ふじキュン♡

2019年(平成31年) 3月22日
藤沢市福祉健康部長 片山睦彦
(社会福祉士・精神保健福祉士)

藤沢市の概要

藤沢市
Fujisawa City



【藤沢市のあらまし】

- ・昭和15年10月1日 市制施行
- ・面積: 69.56km²
- ・人口: 432,095人
- ・世帯数: 188,393世帯
- ・高齢化率: 24.27%

人口と世帯数は国勢調査に基づく推計値
高齢化率は住民基本台帳に基づく数値
(2019年1月1日現在)



【鉄道交通】鉄道路線の駅数

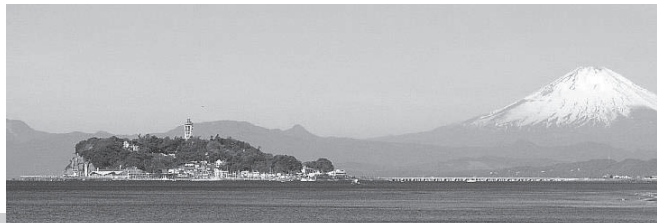
- ・JR東海道本線 2駅
- ・小田急江ノ島線 9駅
- ・江ノ島電鉄線 6駅
- ・相鉄いずみ野線 1駅
- ・横浜市営地下鉄線 1駅
- ・湘南モノレール線 2駅

【名所・旧跡・観光】

- ・江の島(展望灯台、サムエル・コッキング苑、岩屋、江島神社)、遊行寺、湘南海岸、新江ノ島水族館、アトスペース、ふじさわ宿交流館、藤沢浮世絵館

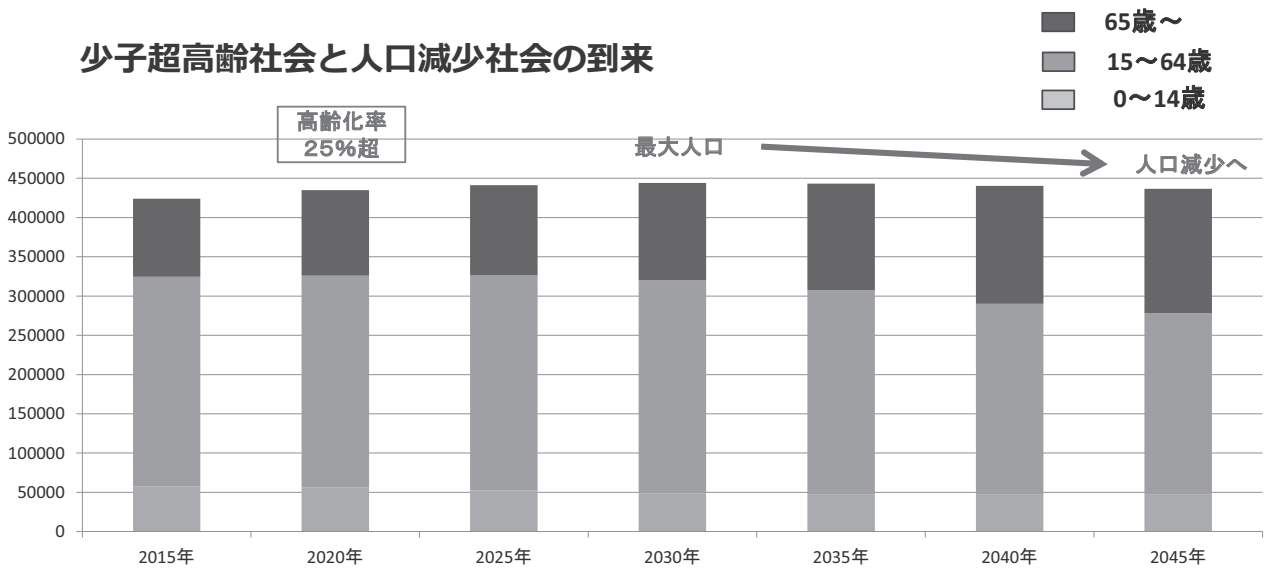
【特産・名産品】

- ・湘南しらす、たたみいわし、わかめ、藤稔(ぶどう)、梨、湘南野菜(キャベツ、トマト、キュウリ等)、ふじさわ生豚、やまゆり牛、シクラメン、パンジー、貝細工



藤沢市の人口予測

少子超高齢社会と人口減少社会の到来

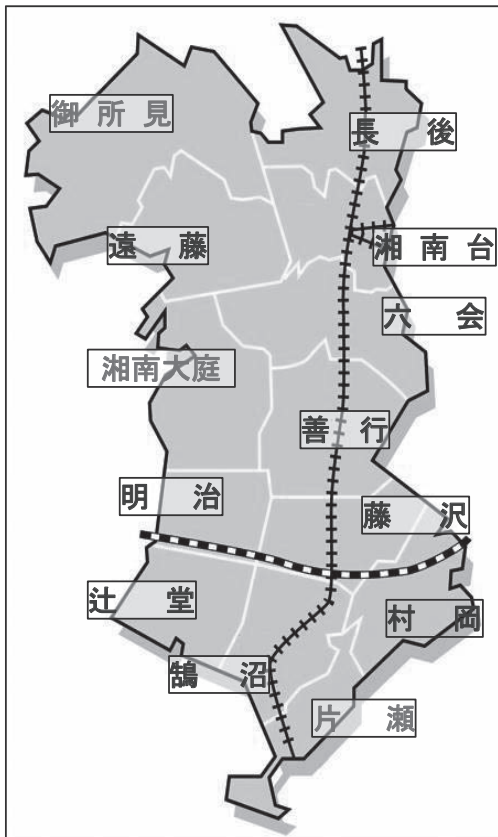


	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
65歳以上	99,237	108,987	114,788	123,755	135,982	150,385	158,387
15～64歳	267,015	270,095	273,949	271,468	259,683	242,297	230,503
0～14歳	57,642	55,896	52,395	48,845	47,688	47,796	47,699
合計	423,894	434,978	441,132	444,068	443,353	440,478	436,589
高齢化率	23.4%	25.1%	26.0%	27.9%	30.7%	34.1%	36.3%

※2015年の国勢調査に基づく「藤沢市将来人口推計」より

藤沢市の13地区別推計（高齢化率）

地区によって
大きな差が・・・



順位	2015年		→	2025年	
	地区 (65歳以上人口)	高齢化率		地区 (65歳以上人口)	高齢化率
1	湘南大庭 (9,228人)	28.6%		湘南大庭 (12,028人)	36.7%
2	御所見 (5,160人)	28.3%		御所見 (5,538人)	30.7%
3	片瀬 (5,594人)	27.8%		片瀬 (6,004人)	30.3%
4	長後 (8,588人)	25.8%		善行 (12,197人)	29.0%
5	善行 (10,775人)	25.5%		長後 (9,599人)	28.3%
6	鶴沼 (13,077人)	23.6%		遠藤 (3,222人)	26.4%
7	藤沢 (10,162人)	22.8%		鶴沼 (14,777人)	25.9%
8	辻堂 (9,010人)	21.8%		藤沢 (11,528人)	24.6%
9	村岡 (6,381人)	21.5%		村岡 (7,238人)	23.1%
10	遠藤 (2,450人)	21.3%		湘南台 (7,606人)	22.8%
11	明治 (5,904人)	20.6%		六会 (8,519人)	22.7%
12	六会 (7,214人)	20.2%		明治 (7,310人)	22.3%
13	湘南台 (5,721人)	18.4%		辻堂 (9,222人)	21.3%

※2015年の国勢調査に基づく「藤沢市将来人口推計」より

藤沢市がめざす地域包括ケアシステム（共生型）

めざす将来像と3つの基本理念（平成27年度～）

誰もが住み慣れた地域で その人らしく
安心して暮らし続けることができるまち

- 1 **全世代・全対象型地域包括ケア**
子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民が対象
- 2 **地域の特性や課題・ニーズに応じた取組**
13地区ごとに、地域で培った文化、歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくり
- 3 **地域を基盤とした総合的・包括的な相談支援体制**
(社会的孤立や制度の狭間の問題にも対応)
支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる、相談支援体制の確立

「地域共生社会」
の実現をめざす

藤沢市がめざす地域包括ケア（共生型）の重点テーマ

藤沢型地域包括ケアシステムの
推進に向けた庁内検討委員会
(最大12部44課)

藤沢型地域包括ケア
システム推進会議

短期目標は
2020年…

重点テーマと
主な取組

① 地域の相談支援体制づくり

- ◎ 地域の総合的な相談支援拠点としての市民センター・公民館機能の充実・強化
- ◎ 地域における総合的な連携体制・ネットワークの確立

② 地域活動の支援・担い手の育成等

- ◎ 地域活動を支える拠点としての市民センター・公民館機能の充実
- ◎ 地域の支えあい活動の支援や担い手の育成を推進する仕組みづくり

③ 健康づくり・生きがいづくり

- ◎ 自らの健康づくり・介護予防等に取組むための支援
- ◎ 社会とのつながり・生きがいづくりの支援

④ 在宅生活の支援

- ◎ 多機関・多職種が横断的に連携した在宅生活を支える基盤づくり
- ◎ チーム支援におけるコーディネートを担う人材の育成

⑤ 社会的孤立の防止

- ◎ 制度のはざまにある人への支援
- ◎ 生活困窮世帯や二ト・引きこもり、子どもの貧困対策に向けた支援
- ◎ 孤立死・孤独死の防止

⑥ 環境整備等

- ◎ 地域の衛生面に配慮した住環境の確保と、維持するための仕組みづくり
- ◎ 空き家対策を含めた住宅支援等の充実
- ◎ 公共施設等を活用した「場」の提供

【共通基盤】 行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり



「藤沢型」を推進するための組織体制の強化

平成29年4月組織改正

福祉健康部

地域包括ケアシステム推進室

- ・「藤沢型地域包括ケア」総合企画調整
- ・地域の縁側、地区ボランティアセンターなど地域づくり支援
- ・健康づくり、生きがいづくり支援
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・地域福祉計画、高齢者保健福祉計画の策定・進行管理

福祉総合相談支援センター

- (本庁)
- ・生活困窮者自立相談支援機関「バックアップふじさわ」
 - ・基幹型地域包括支援センター
 - ・福祉保健総合相談室・虐待相談など

- (市社会福祉協議会への委託)
- ・「バックアップふじさわ社協」相談支援員9名(うち1名は相談支援包括化推進員、8名は地区担当CSWとして配置)
 - ・生活支援コーディネーター(第1層)も配置、連携



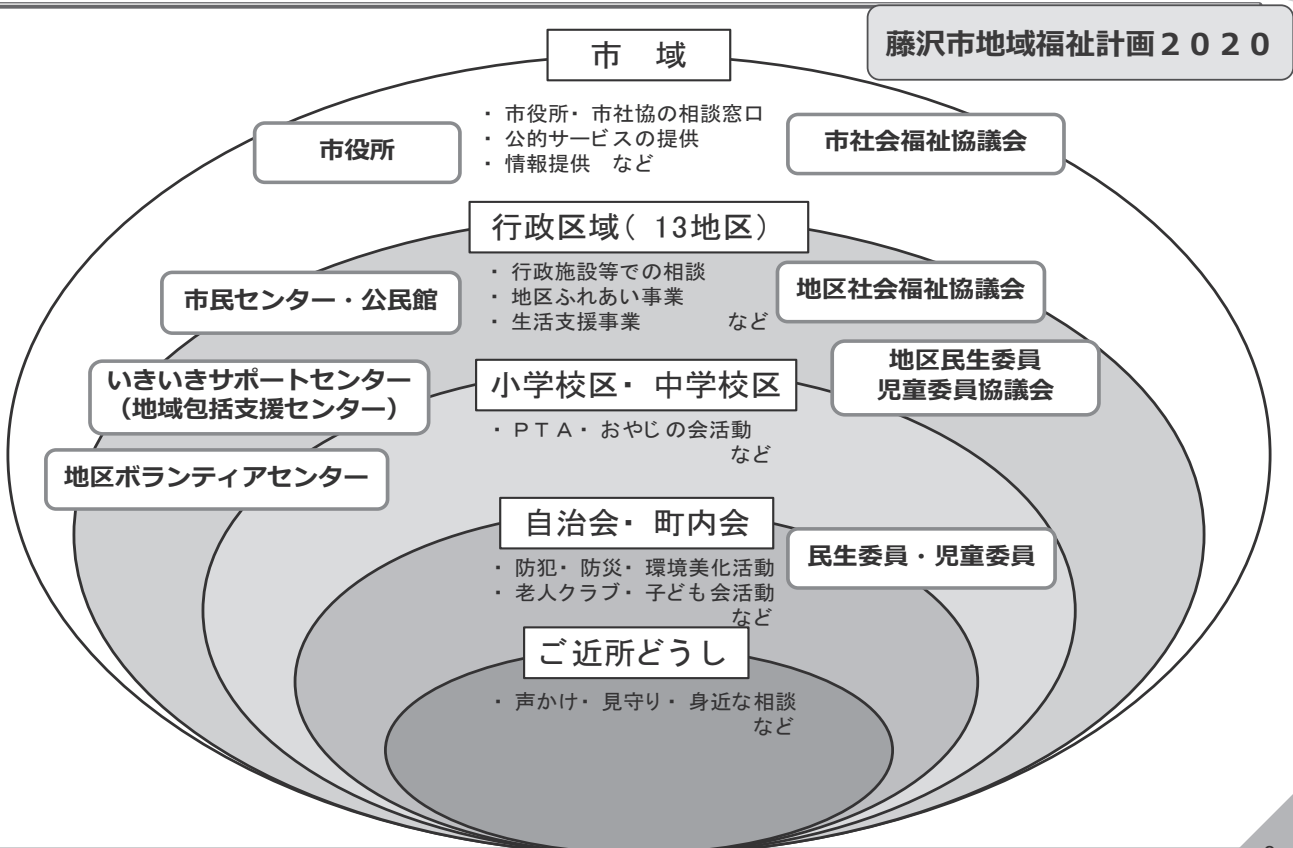
- (湘南台文化センター内)
- ・北部福祉総合相談室(バックアップふじさわ支所)
※ 湘南台地域包括支援センター、障がい者生活支援センターと一体整備。子育て支援センター、外国人相談室とも連携。



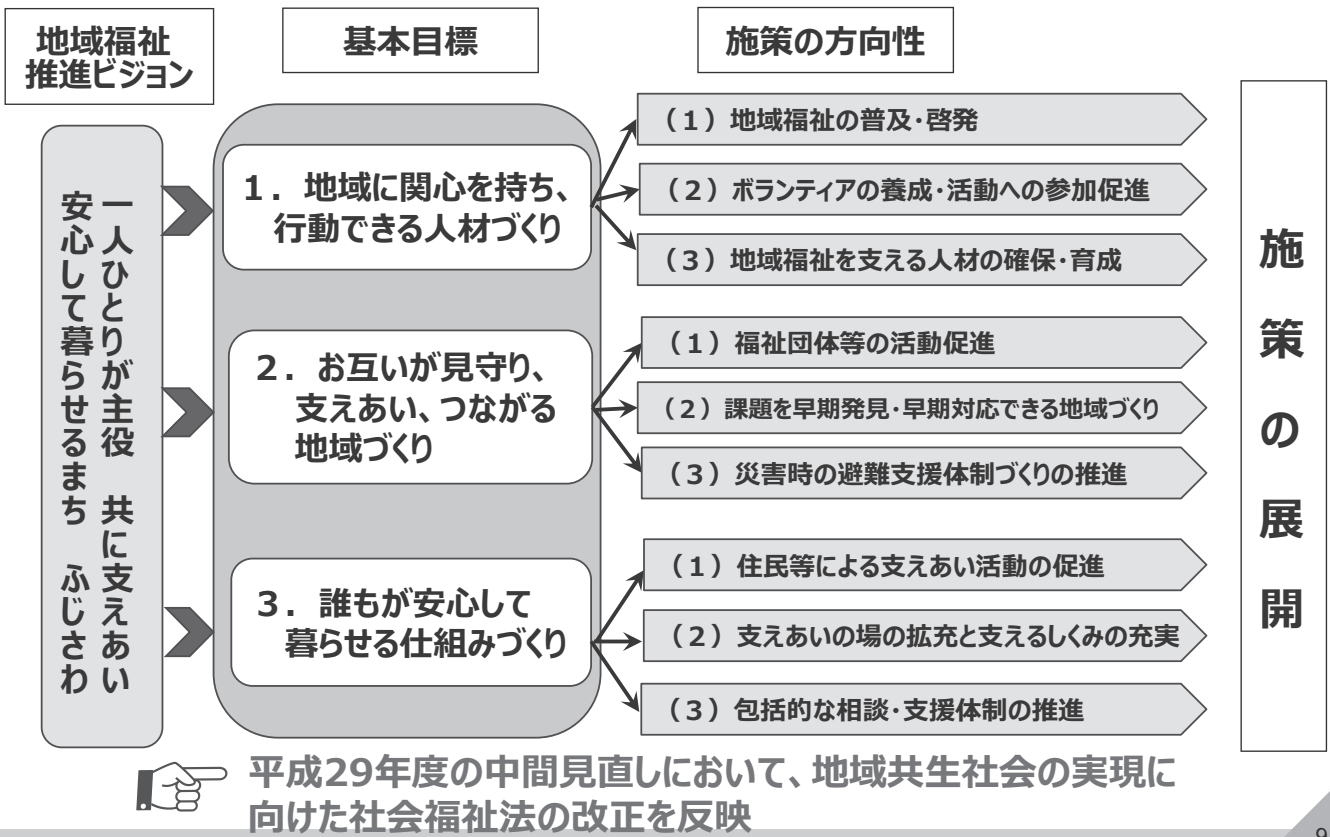
包括的な相談支援と地域づくり支援の一体的実施体制



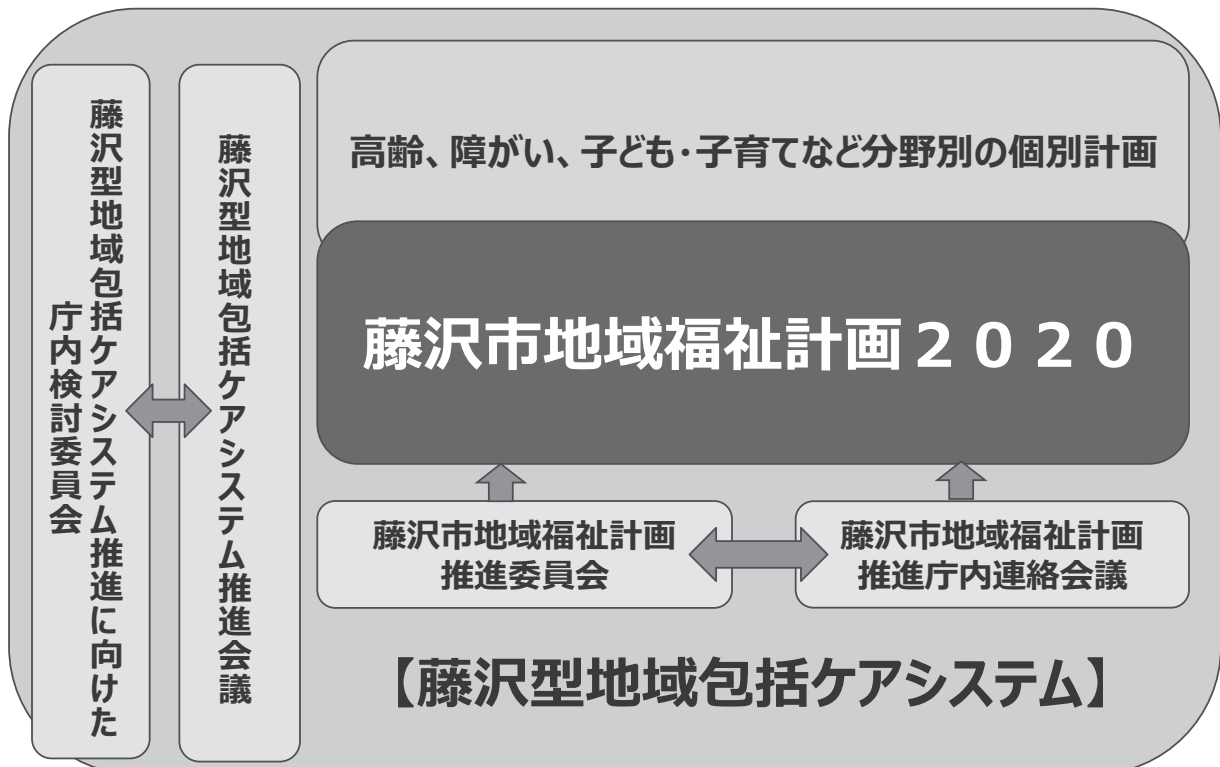
地域福祉計画の見直しにあたって(圏域のとらえ方)



地域福祉計画の見直しにあたって（体系図）

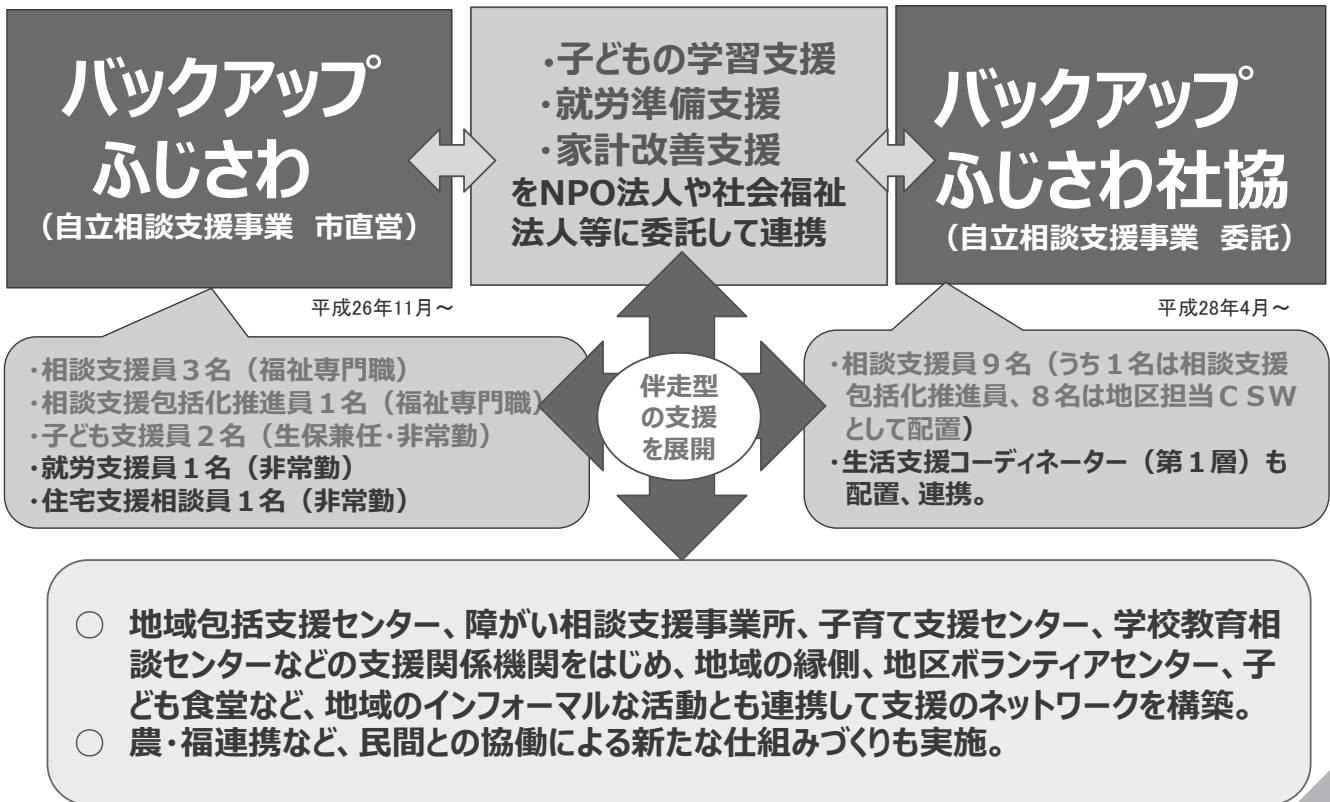


藤沢型地域包括ケアと地域福祉計画の推進体制



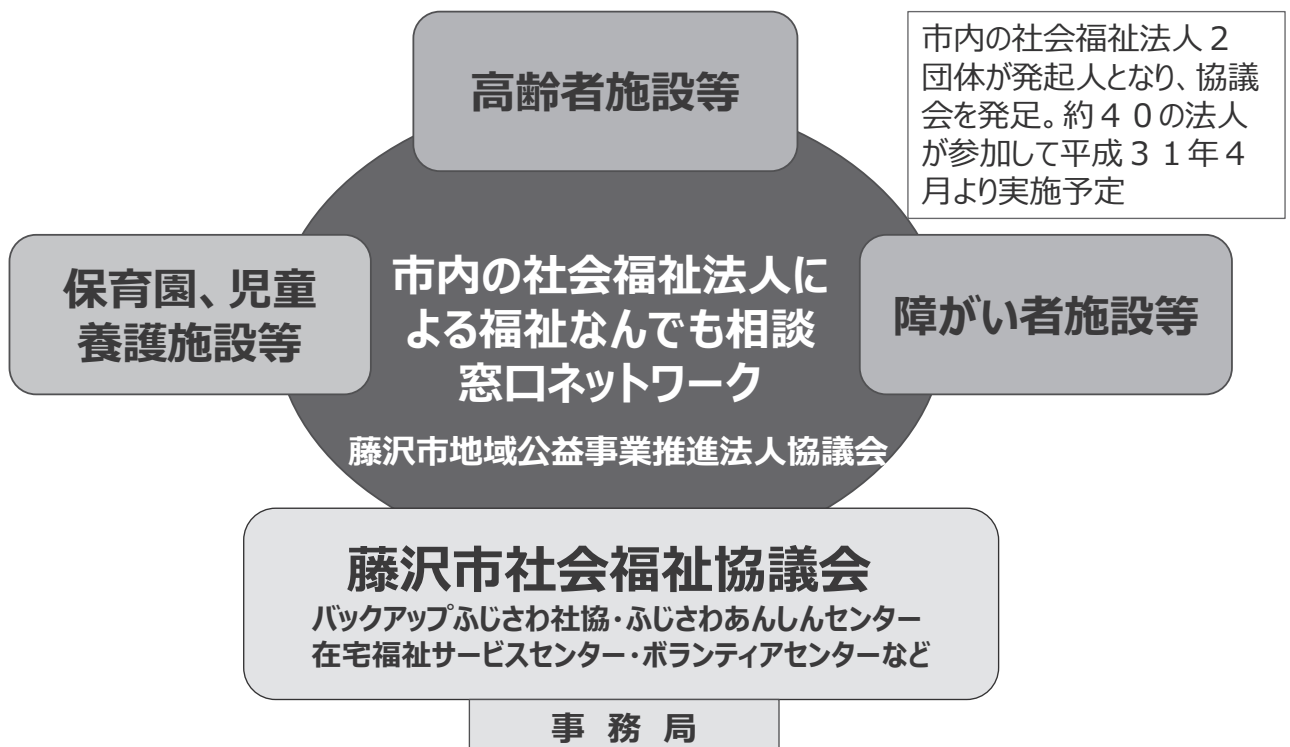
※藤沢型包括ケアと地域福祉計画の推進体制の一体化が課題

住民の身近な地域におけるソーシャルワーク機能の強化 (生活困窮者自立支援制度の最大限の活用)



11

社会福祉法人による地域における公益的な取り組みとの連携



12

地域を基盤とした相談援助と地域づくり支援

相談してみませんか？

CSW に
【コミュニティソーシャルワーカー】

コミュニティソーシャルワーカーは、地域に向き、地域のみなさんの様々な困りごとに対して、関係機関・団体や行政と連携して総合的な相談援助を行います。また、地域活動への支援や地域における支え合いのしくみづくり、地域での顔の見える関係づくりや新たなサービスの創出に取り組みます。



どんな相談もお受けします、CSWはお断りしません!!

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 地域支援担当 コミュニティソーシャルワーカー
〒251-8691 藤沢市蒲沼東1-15半ビル3階

電話 **26-9863** FAX 26-6978
e-mail f-csw@fujisawa-shakyo.jp
月～金(祝日年末年始除く) 8:30～17:00

作成日:平成30年4月1日



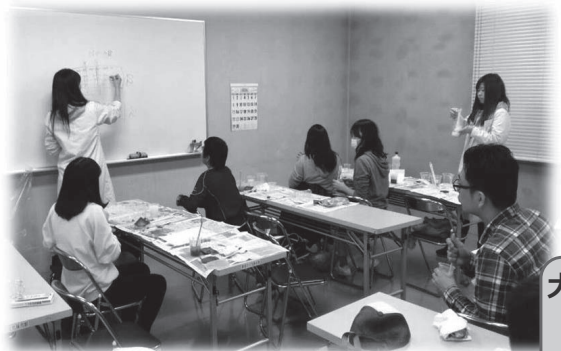
(湘南大庭市民センター)

アウトリーチを中心とした、支援ニーズの掘り起こしや相談援助活動を行うとともに、各市民センターを拠点として相談窓口も開設。また、様々な地域活動をサポートし、地域の人や団体等との顔の見える関係づくりを進めています。

子どもの学習支援・居場所づくり

学習サポート

学生ボランティアが企画したデイキャンプ(課外授業)



大学生のボランティアスタッフによる学習時間
(巨大シャボン玉作り～なぜ丸くなるの？
虹色に見えるのはなぜ？…物理学)

子どもの学習支援（食の支援・食育）



生産者の皆さんからの温かいご支援により…

ご協力
頂いた

JAさがみさん&農家のみなさまへ
~2016年6月 きずなレッジ こども食堂ご報告~

MENU

*冷やし中華 *枝豆 *春巻き *卵とトマトのスープ



生徒とスタッフあわせて、
30名近くが集まりました。

生徒と一緒に、
初めての梅シヤム作りも
なかなか上手にできました。

たくさんの新鮮な野菜を
ご寄付いただいています。

ご協力
頂いた

JAさがみさん&農家のみなさまへ
~きずなレッジ<こども食堂> ご報告~

10月8日(土) MENU

お味噌汁 きのことごはん メンチカツ さんまフライ なすみそ炒め
きゅうりとわかめの酢の物 りんご スイートポテト

今回、使用した食材…
さつまいも・里芋・じゃがいも
きゅうり・なす・りんご・たまご



いつも美味しいお野菜 どうも
ありがとうございます。
お野菜が大好きなので感謝して
います。これからもよろしく
お願いいたします。(中3男)

食材の良所を利用して作るのって、
初めてだったから楽しかった。
普段は本気で勉強が主体で、
作るのが好きで、よろしくおねがいします。
(中3男子)

垣根を越えた人の「つながり」 ~子ども食堂~



もしも、ひとりでごはんを食べるなら、
たまには、みんなです。



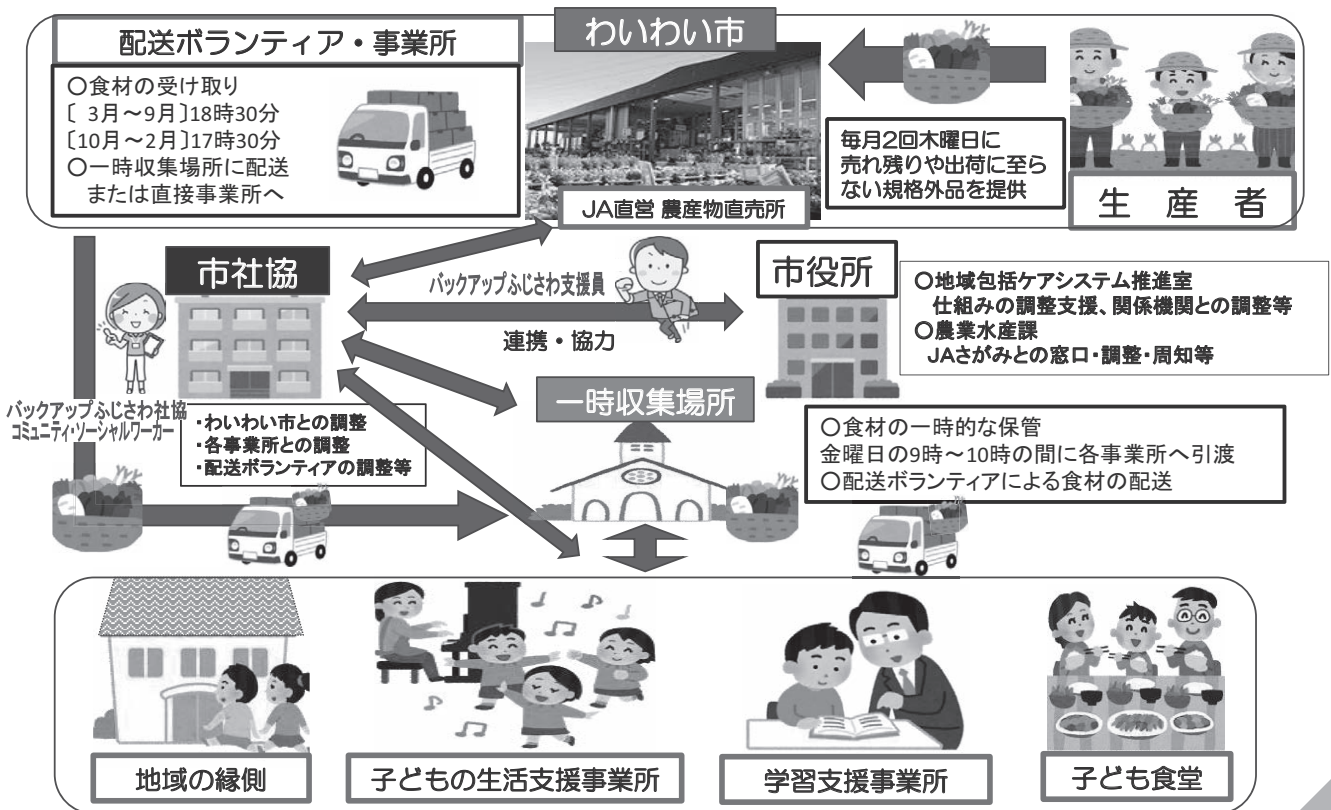
「なんかわからないけど、たのしいね。」
子どもたちのこんなことばに支えられて。



つながる「わ」を大切に。

地域の皆さん、教会関係者、市や社協のスタッフ、
JAさがみ、生産者の皆さんなど、垣根を越えた人
の「つながり」による子ども食堂の取り組み。

行政とJA、生産者、市社協、ボランティアとの協働（農福連携）



地域の縁側 ～多世代交流・まちかど相談①～



(ヨロシク♪まるだい)

国の「地域力強
化推進事業」
補助金を活用

誰もが気軽に立ち寄ることができ、地域の相談窓口としての機能も備えた多世代交流の場。カフェ、ミニデイ、講座、イベントなど、多様な運営主体が工夫を凝らし、地域のインフォーマルな力を活用して運営。ボランティアポイント制あり。



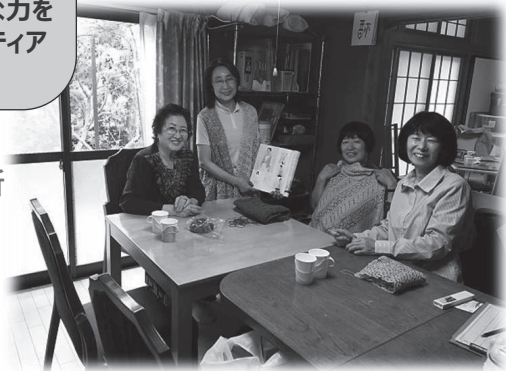
(たきのさわパラダイス)



(地域交流サロン「ゆい」)

現在 35 箇所

↓
目標は
40 箇所以上



(藤沢地区みらいサロン)

地域の縁側 ～多世代交流・まちかど相談②「みんな・de・六会」～

マクドナルドと社会福祉法人のコラボに、地域の皆さんの力が加わり、子連れのママさんたち、小学生、高齢者、中高年の人たちが、障がいのあるなしに関係なくごちゃまぜになって、自然な地域交流の場を創り上げる取り組み。

(松ぼっくりでクリスマスツリー作り)



(ボランティア講師による
囲碁・将棋教室)



(高齢者に大盛況の
スマホ教室)

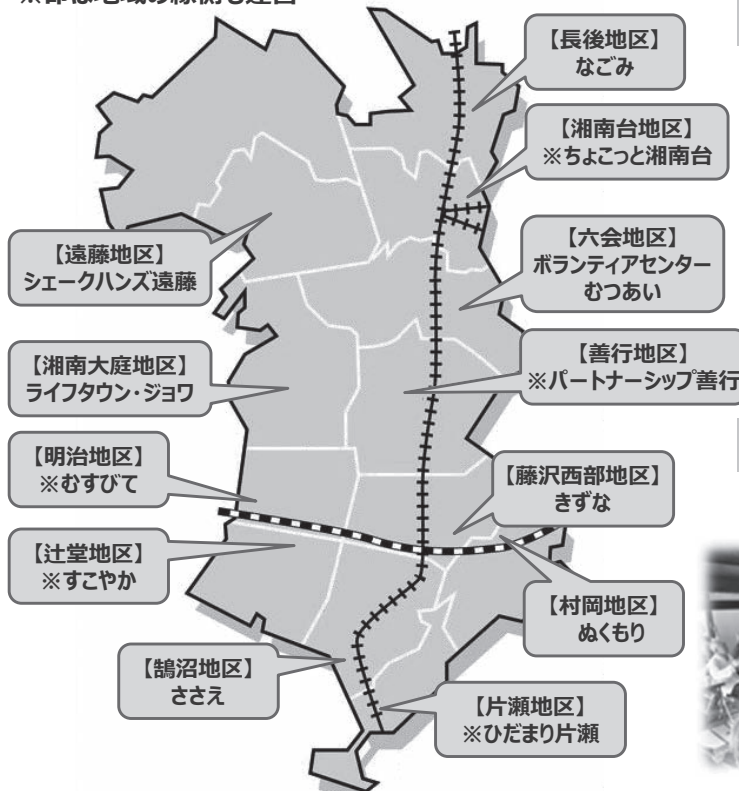


(ボランティアのアーティストによるバルーンアート)

19

支えあいの拠点・地区ボランティアセンター

※印は地域の縁側も運営



生活支援等



高齢者や障がい者、子育て中の生活上の困りごとや、生きがいづくりをサポート。

(ボランティアセンター むつあい)

サロン事業



(シェークハンス藤沢「セタ交流会」)

(鶴沼地区 ささえ)

20

地域活動のネットワーク（湘南大庭地区の例）

連携・つながりづくり

地域の縁側



(交流スペースほっと舎主催の敬老会)



CSW(コミュニティソーシャルワーカー)



(CSWが「われあいサロン」に参加)

学習支援



(大庭教室)



子どもと地域の大人をつなぐ居場所
(たきのざわパラダイス)

団地を活用した介護サービス



(小規模多機能「ぐるんとびー」)

地区ボランティアセンター



(ライフタウン・ジョフ)

認知症支援の取り組み（ふじさわおれんじプラン）



藤沢市
えのカフェ

厚生労働省老人保健健康増進等事業
「認知症の人の意見に基づく認知症施策の改善に向けた方法論等に関する調査研究事業」に本市の専門職が参画

市庁舎ラウンジや商業施設、店舗などを利用した認知症カフェ「えのカフェ」

そのほかにも、市内では企業やNPO法人、専門機関などと地域が一体となった様々な取り組みが行われています。



認知症ご本人が集い、暮らしやすい地域のあり方を一緒に考える「本人ミーティング」

マルチパートナーシップの推進

(民間企業等との連携による地域づくり)



日本マクドナルド株式会社フランチャイジー「株式会社グッドイーディング」との「マルチパートナーシップ協定」の概要（2015年10月20日協定締結）

マルチパートナーシップとは…？

→みんなが支えあい、思いやる心と絆を深める共感のもと、行政と市民、地域団体、NPO法人、企業などをはじめとする多様な主体が役割を分かちあいながら多くの課題に取り組み、郷土への愛着を深めていく協力関係です。

- ① ことも110番事業
- ② 市広報等による行政情報の提供
- ③ 災害時における食料品等の提供
- ④ 地域の縁側事業を行うための「場」の提供
- ⑤ 子育て広場、つどいの広場事業を行うための「場」の提供
- ⑥ 地域グループ活動等の支援を行うための「場」の提供

※①～③は市内全店舗（13店舗）で、④～⑥は店舗の実情にあわせて実施

◆メルシャン株式会社藤沢工場

- ・「健康」「安心」「賑わい」を主テーマとした包括協定（2017年3月19日協定締結）
- ・地域と連携した認知症支援施策への積極的な取組
- ワイン生産量日本一
- 健康寿命日本一



◆株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークマート

- ・「シティプロモーション」、「高齢者支援」、「健康寿命日本一」を主テーマとした包括協定（2017年8月25日協定締結）



23

改めて「地域共生社会」とは…

◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※厚生労働省「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）より

24



ふじキュン♡

ご静聴ありがとうございました。

【シンポジウム】

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制づくりと地域福祉計画

長野県 茅野市 健康福祉部長 竹内 武 氏

市民とともに進める地域福祉のシステム形成

—福祉21ビーンズプラン(地域福祉計画)による地域福祉実践—

長野県茅野市健康福祉部長 竹内 武

目次

茅野市の状況

茅野市が進めるパートナーシップのまちづくり

福祉21ビーンズプランの基本設計

第3次福祉21ビーンズプランの基本構想

第3次福祉21ビーンズプラン推進施策

更なる地域包括支援体制を推進するにあたって



▶ 1

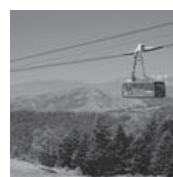
長野県茅野市



白樺湖



車山高原



蓼科



八ヶ岳

茅野市は、長野県の中部やや東よりに位置する諏訪盆地の中央にあります。

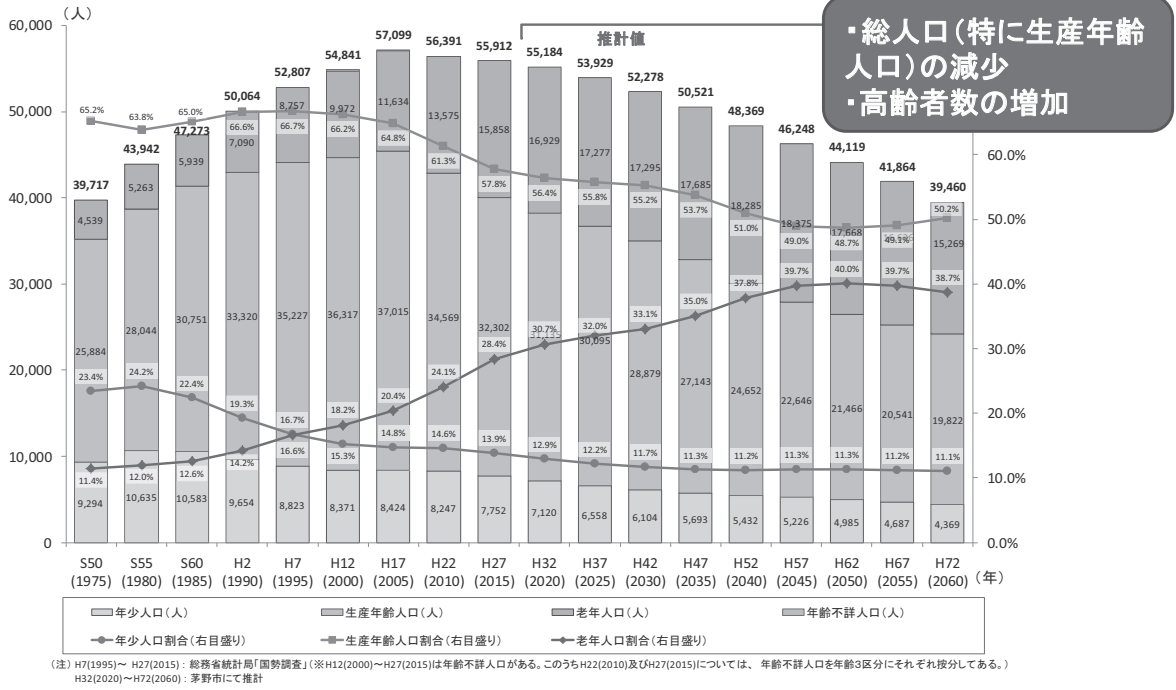
「八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす やさしさと活力あるまち」

茅野市は、八ヶ岳連峰を代表する雄大な自然に抱かれて、縄文時代以来の長い歴史を歩んできました。先人の努力により培われた財産を引き継ぎ、守り、育て、さらにその価値を確かなものにして次世代へとつないでいくとともに、まちの営みを構成する様々な要素を紡ぎ、織りなすことにより、暮らしやすく、より住み心地の良い「やさしさ」と、これから先の人口減少・少子高齢化に立ち向かう「活力」が満ち溢れたまちになることを目指しています。

▶ 2

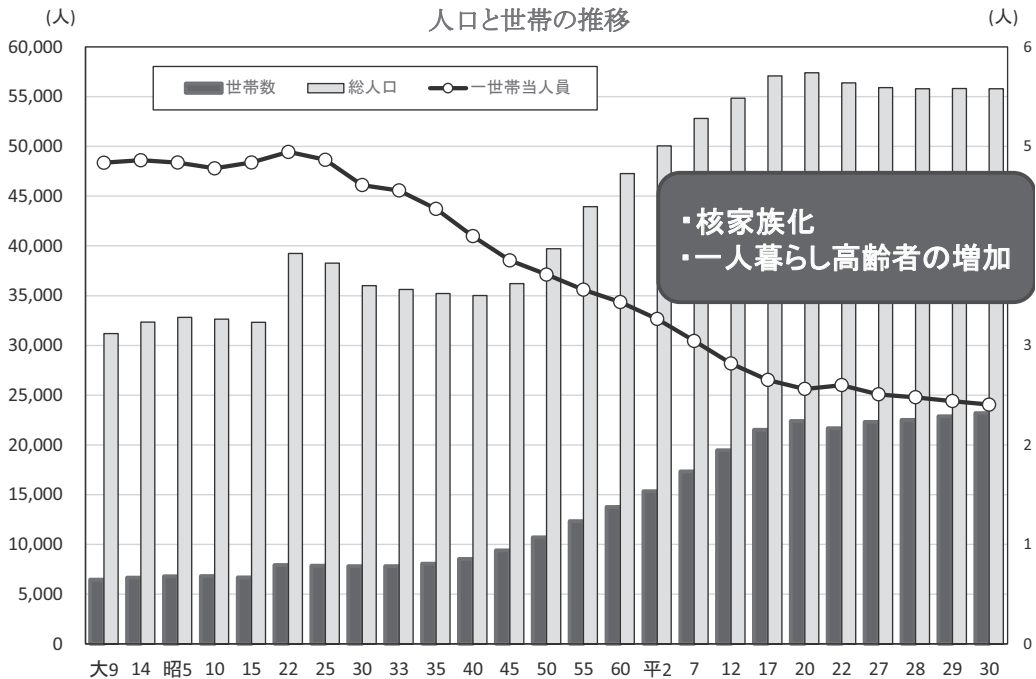
茅野市の状況(現状推計人口)

◆現状推計人口(第5次茅野市総合計画「第5節 将来展望人口」より)



▶ 3

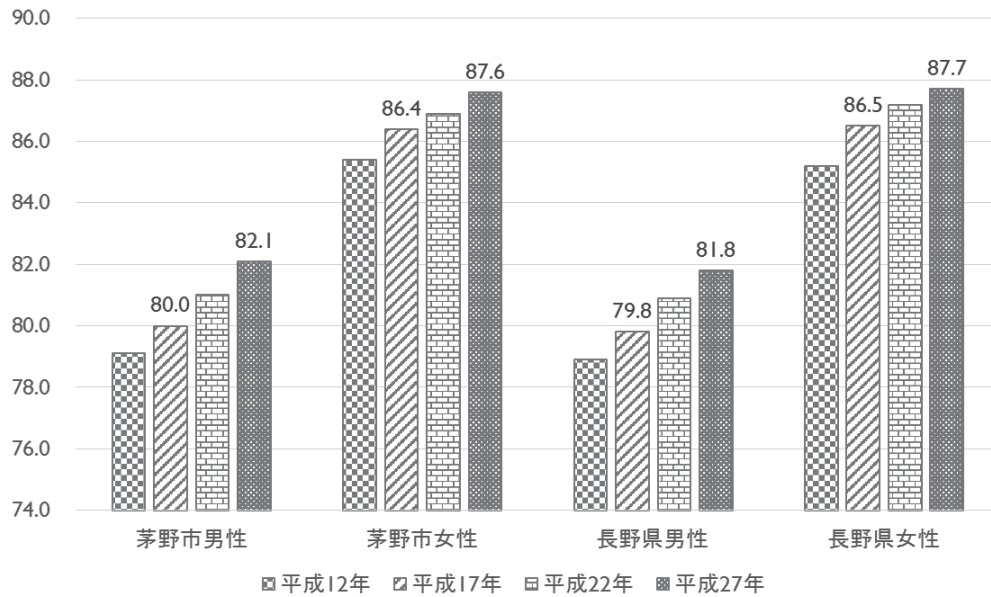
茅野市の状況(世帯)



▶ 4

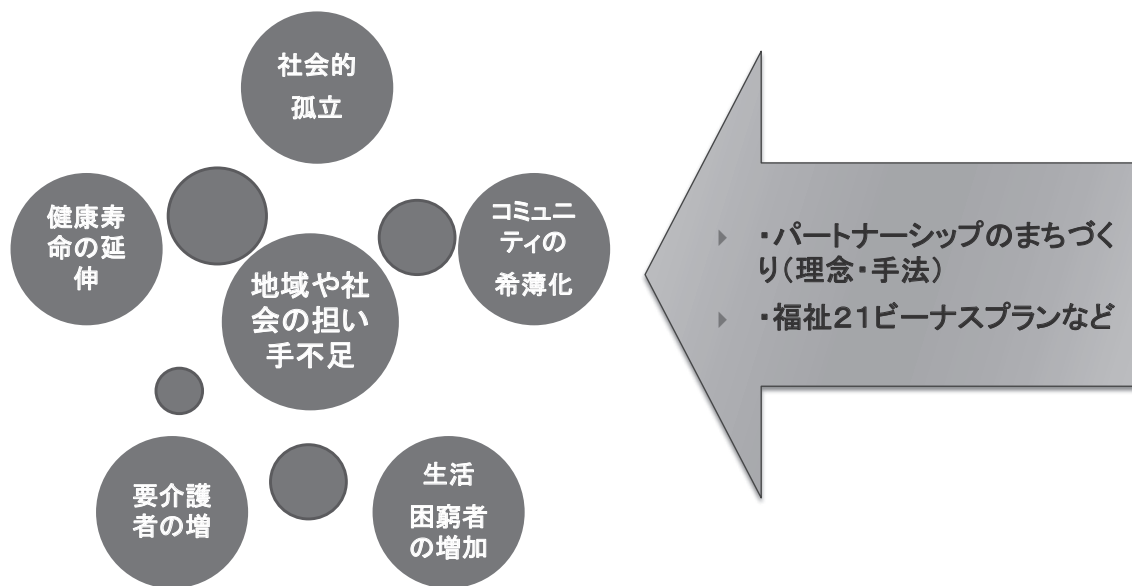
茅野市及び長野県の平均寿命

茅野市及び長野県の平均寿命



▶ 5

保健・福祉面での課題と対応策



▶ 6

茅野市が進める「パートナーシップのまちづくり」



■背景

- ・国も地方も財政難
- ・少子高齢化により社会を支える仕組みが変わってきた
- ・個々の価値観が多様化し、役所だけでは市民の要望に応えられない

■茅野市のまちづくりの基本的な考え方

市民・民間主導、行政支援による公民協働のパートナーシップのまちづくり

茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例(2003年12月)

▶第3条 パートナーシップのまちづくりとは、まちづくりに市民等が主体的にかかわり、市がそれを支援し、公民協働で取り組むまちづくりのことです。

▶第7条 市民等は、パートナーシップのまちづくりの企画、立案の段階から参画する権利を有します。

▶第9条 市民等と市は、分野別の市民ネットワークや地域コミュニティの活動を通じて、まちづくりに対する市民等の意見の反映、市民等の相互の合意や市民等と市との合意の形成を図り、公民協働でパートナーシップのまちづくりを進めます。

▶「地域福祉分野」 ⇒ 「福祉21茅野」との協働のまちづくり

▶ 7

「福祉21茅野」とは



■名 前：茅野市の21世紀の福祉を創る会（通称：福祉21茅野）

■誕生日：1996年（平成8年）3月19日

■特性：“市民の主体的な参加により福祉のまちづくりを進めよう”
と発足した市民活動組織。きっかけは数人（主要3人を含む）の茶飲み話

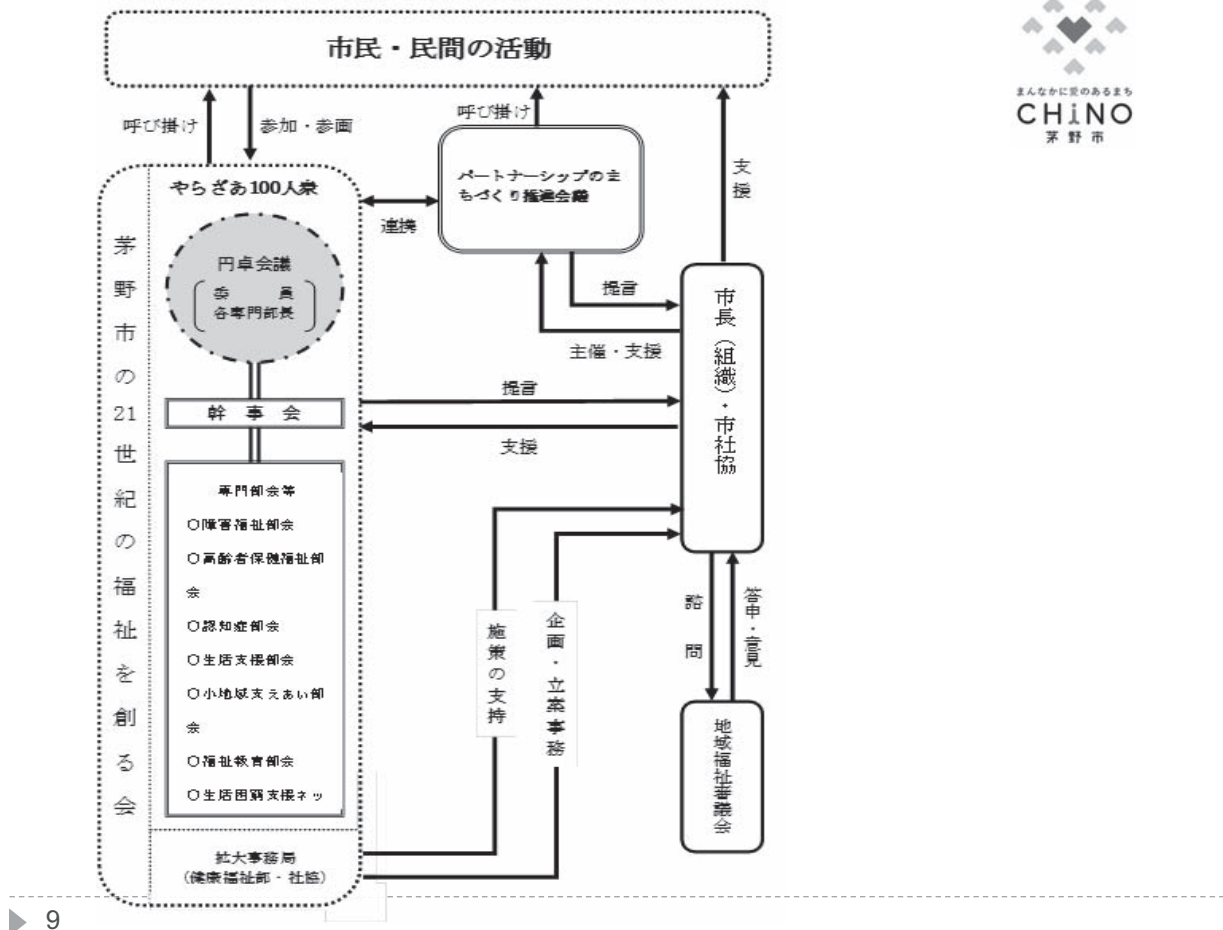
■特技：“パートナーシップのまちづくり”の手法と理念による
「福祉でまちづくり」

■メンバー：実際に保健や福祉を実践している方々（発足当初21人）
→「実践する提言集団」⇒「やらざあ100人衆」

■合言葉：“みんな同じ空の下”

■活動内容：計画策定、実践、評価。幹事会、円卓会議、7つの専門部会

▶ 8



▶ 9

福祉21ビーンズプランの基本設計

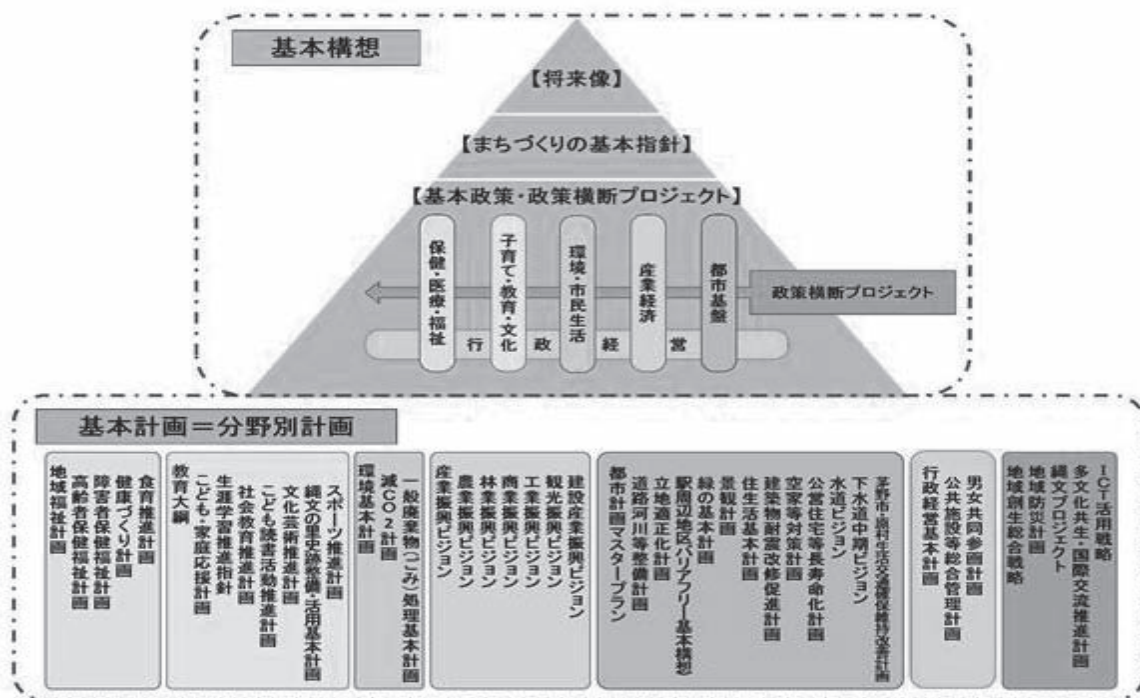
- 福祉21ビーンズプラン(地域福祉計画)の性格
 - ・茅野市が地域福祉を推進していくための「基本計画」
 - ・分野別計画の基礎となる「保健・医療・福祉の連携一体化施策」
- 福祉21ビーンズプラン(地域福祉計画)の計画期間
 - 第1次プラン：2000年度～2009年度
 - 第2次プラン：2010年度～2017年度
 - 第3次プラン：2018年度～2027年度
- 4つの基本理念

- (1)一人ひとりが主役となり「共に生きる」ことのできるまち
- (2)生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち
- (3)ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち
- (4)すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

▶ 10

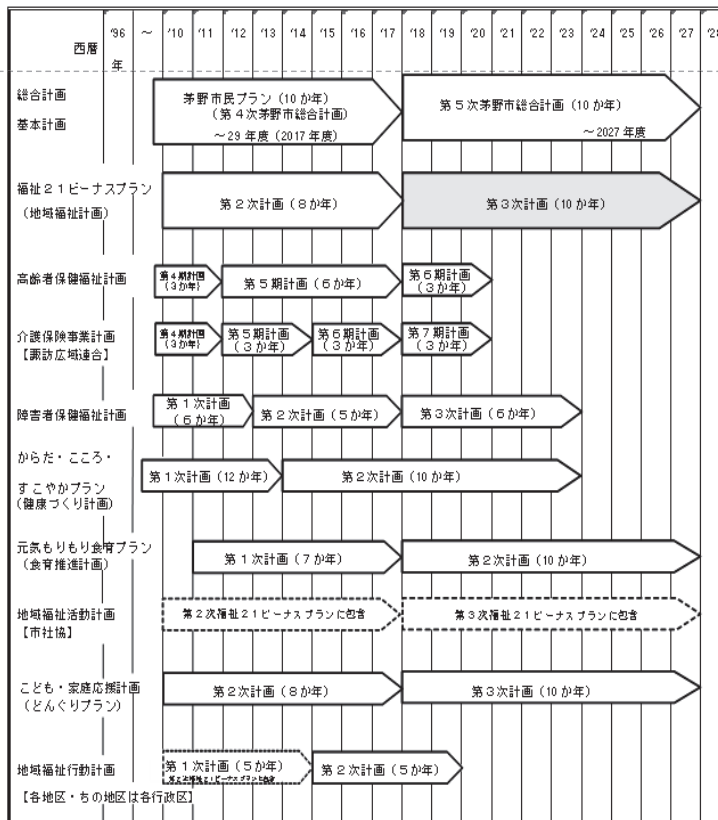
プランの位置づけ

第5次茅野市総合計画 (2018~2027) 全体像のイメージ



▶ 11

総合計画と保健福祉に関する計画の期間



▶ 12

福祉 2 1 ビーナズプランの基本設計

○第1次プランでは、

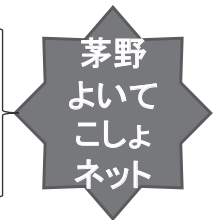
- ・生活圏の階層化、保健福祉サービスの重層化
- ・市内に4つの「保健福祉サービス地域（エリア）」を設定
- ・各エリアに保健福祉サービスセンターを設置

○第2次プランでは、

- ・4層、5層など身近な生活圏での自助・共助・公助の仕組みづくり
- ・社協の「地域福祉活動計画」と「地域福祉行動計画」との一体化

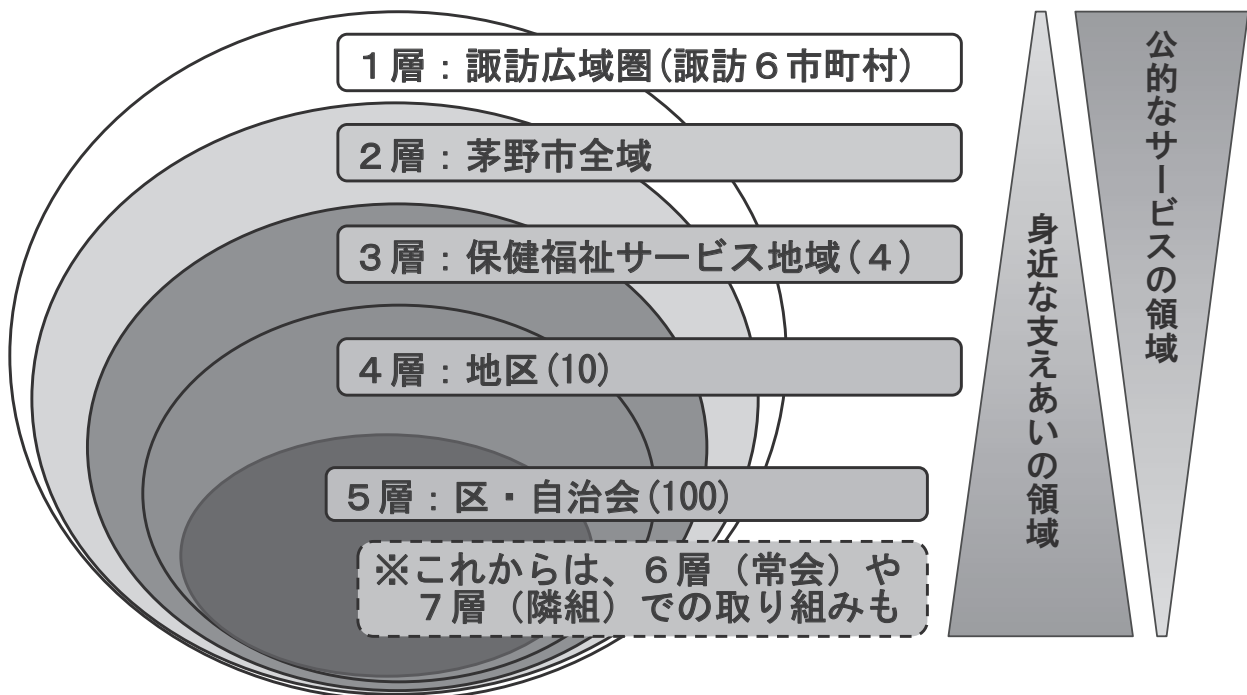
○第3次プランでは、

- ・そのひとらしい生活を支えるための包括的支援 (生活全体)
- ・生涯にわたって全ての対象者への包括的支援 (対象)
- ・個と地域の一体化・つながりによる地域包括支援 (つながり)
- ・自助・共助・公助による包括的支援 (支援)



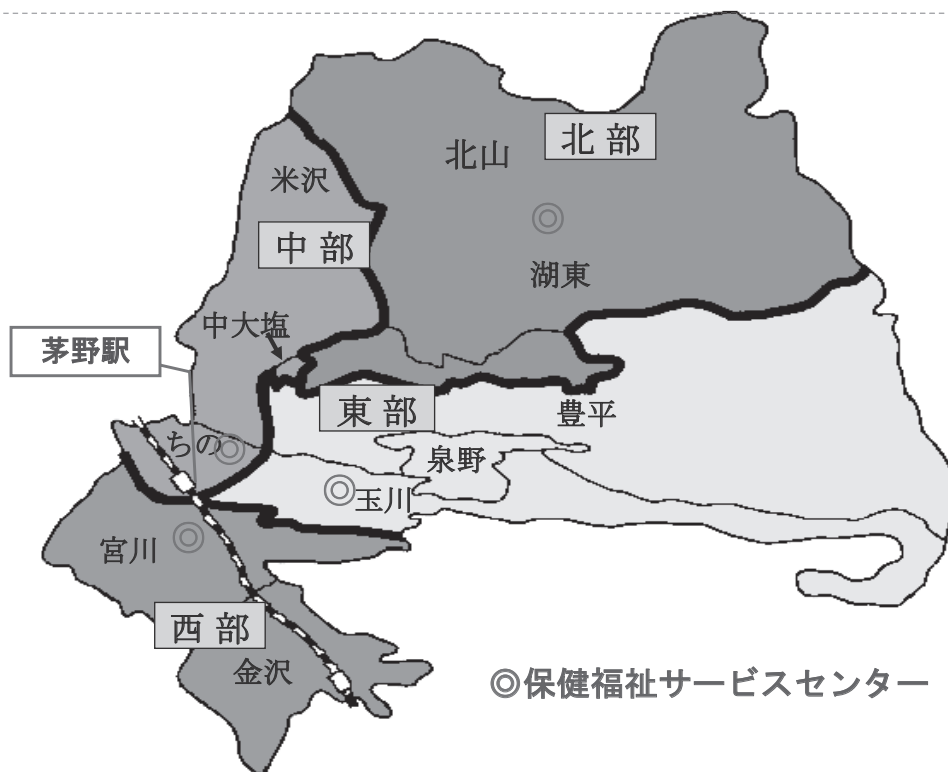
▶ 13

生活圏の階層化とサービスの重層化



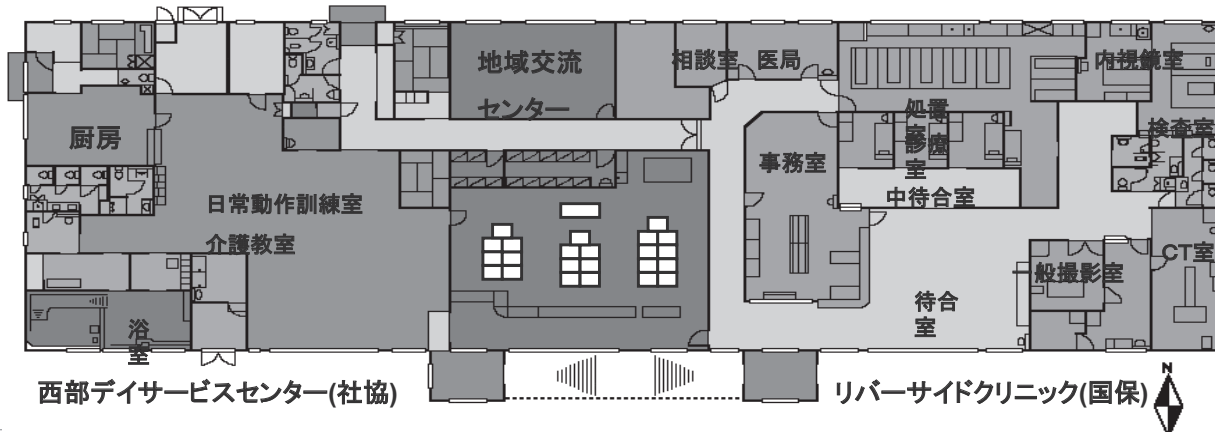
公的サービス + 身近な支えあい = 日常生活の質の向上

保健福祉サービス地域（エリア）の設定



▶ 15

西部保健福祉サービスセンター



▶ 16

保健福祉サービスセンターの機能と役割

1. 保健福祉サービスセンターの主な機能

- ① 365日24時間体制での総合的な相談窓口
- ② 公的な在宅福祉サービスの提供
- ③ 健診、保健活動（健康学習、健康相談を含む）の実施
- ④ ケアマネジメントの実施
- ⑤ インフォーマルサービスへの支援とコーディネート
- ⑥ 保健福祉サービスエリア内の福祉教育、生涯学習などの計画的推進
- ⑦ 保健福祉サービスエリア内の保健福祉情報の収集、発信
- ⑧ 保健福祉サービスエリア内の保健福祉ネットワークの構築

2. 地域住民から期待される保健福祉サービスセンターの役割

- ① 相談や申請、苦情申し立ての身近な窓口
- ② 地域に密着して活動する職員との信頼関係の場
- ③ 有効なケアマネジメントが行われる場
- ④ 在宅の訪問サービスと通所サービスの拠点
- ⑤ 市民活動を支援、コーディネートする場
- ⑥ 住民どうしの交流、情報交換、支えあいの拠点

▶ 17

保健福祉サービスセンターのスタッフ

(1) マネジメントスタッフ

それぞれの保健福祉サービスセンターには、行政から、保健師、ソーシャルワーカー、介護支援専門員、さらに社協の地域福祉活動推進係が配置され、それぞれの専門性を生かしながらチームとして1人ひとりのトータルケアに取り組む。

(2) 直接サービス部門のスタッフ

各サービスセンターにおいて実施するホームヘルプサービスやデイサービスは、社協、JA、民間事業者からスタッフが派遣され、センターの職員との連携のもと各種サービスを提供。

▶ 18

保健福祉部の組織再編

福祉21ビーンズプランによる保健・医療・福祉の連携・一体化を進めるため



保健福祉部(2000年3月31日)

⇒⇒⇒

保健福祉部(2000年4月1日(ビーンズプランスタート時点))

福祉21推進室——福祉21推進係
——介護保険係
福祉課——社会福祉係
——障害福祉係
——高齢福祉係
保健予防課——予防係
——保健指導係
——医療給付係
児童課——児童福祉係
——保育所係

保健福祉サービスセンター

基幹保健福祉サービスセンター——基幹地域福祉推進係
東部保健福祉サービスセンター——地域福祉推進係
西部保健福祉サービスセンター——地域福祉推進係
中部保健福祉サービスセンター——地域福祉推進係
北部保健福祉サービスセンター——地域福祉推進係

市役所

地域福祉推進課——福祉21推進係
——福祉業務係
——子ども・家庭支援係
保険課——介護保険係
——医療給付係
保育課——保育所係

・保健福祉部 4課 10係 部長以下68名 ⇒⇒⇒

・保健福祉部 8課 11係 部長以下82名(うち41名がSC配置)
・保健福祉関係の416の事務事業を本庁とSCに切り分け

▶ 19

第2次福祉21ビーンズプランの検証



- (1)「共に生きる」まちづくりに向けた住民参加の進展と、外国籍市民等への支援の必要性
- (2)保健福祉サービスセンターを中心とする総合的な保健福祉サービス提供システムの構築によるケアマネジメントの推進の必要性
- (3)一人ひとりのニーズに即した公助・共助・自助の有機的な結びつきの必要性
- (4)分野別施策の充実の必要性
- (5)子どもたちを中心とするふれあい、学びあいの進展の重要性
- (6)保健・医療・福祉及び生涯学習との連携・一体化の進展の必要性
- (7)保健福祉の情報化の必要性
- (8)各種調査・研究に基づく科学的・実証的な施策の推進(合理的根拠に基づく施策の改善・向上の追求の必要性)

▶ 20

第3次福祉2 1 ビーナズプランの基本構想 4つの「包括的支援体制」①



茅野市は、第1次プランから実践している総合相談支援機能を充実させ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、生活全体の包括、対象の包括、支援の包括、つながりの包括の4つの「包括的支援体制」の整備により「我が事・丸ごと」の地域づくりを更に進めます。

1 生活全体の包括（その人らしい生活を支えるための包括的支援）

福祉ニーズを抱えた一人ひとりを支える「個の支援」と「世帯の支援」、自分や家族が暮らしたい地域を考えることでの「個と地域の一体的支援」が求められる中で、ケアマネジメントの手法を用いてサービスの提供を進めます。

- (1) ケアマネジメントシステムの6つの原則
- (2) ケアマネジメントを進めるうえでの共通理解項目
- (3) ケアマネジメントの質の向上と研修の体系化
- (4) 成年後見制度の利用
- (5) 苦情解決のシステム
- (6) サービスの質的評価について
- (7) 保健福祉に関わる会議の体系化

▶ 21

第3次福祉2 1 ビーナズプランの基本構想 4つの「包括的支援体制」②



2 対象の包括（生涯にわたって全ての対象者への包括的支援）

保健福祉サービスセンターを中心に、保健・医療・福祉サービスの市民ニーズに的確にお応えし、地域の中で誰もがその人らしく暮らせるよう、行政、茅野市社会福祉協議会、サービス提供事業者などとともに、それぞれの専門性を、個別的または一体的に提供しながら支援します。

- (1) 保健福祉SCをバックアップする体制の強化
- (2) 保健福祉SCに求められる基本的な機能
- (3) 地域住民から期待される保健福祉SCの活動
- (4) 必要なシステムと組織
- (5) ネットワーク会議の設置
- (6) 地区（4層）、区・自治会（5層）への働きかけと協働

▶ 22

第3次福祉2 1 ビーナプランの基本構想 4つの「包括的支援体制」③



3 支援の包括（自助・共助・公助による包括的支援）

地域のなかで包括的なケアを展開していくために、第5次総合計画と整合を図る中で、自助、共助、公助という3つの支えを大事にします。現代社会で失われがちな「自助」を再生し、多様な「共助」を構築し、さらに充実した「公助」を整備し、自助・共助・公助による地域福祉の推進を図ります。

- (1) 本人や家族、友人や近隣による支えあい（自助の再生）
- (2) ボランティア活動や住民相互の支援のしくみやサービス（共助の構築）
- (3) 制度にもとづく市や専門機関によるサービス（公助の拡充）
- (4) 自助の再生・共助の構築・公助の拡充

▶ 23

第3次福祉2 1 ビーナプランの基本構想 4つの「包括的支援体制」④



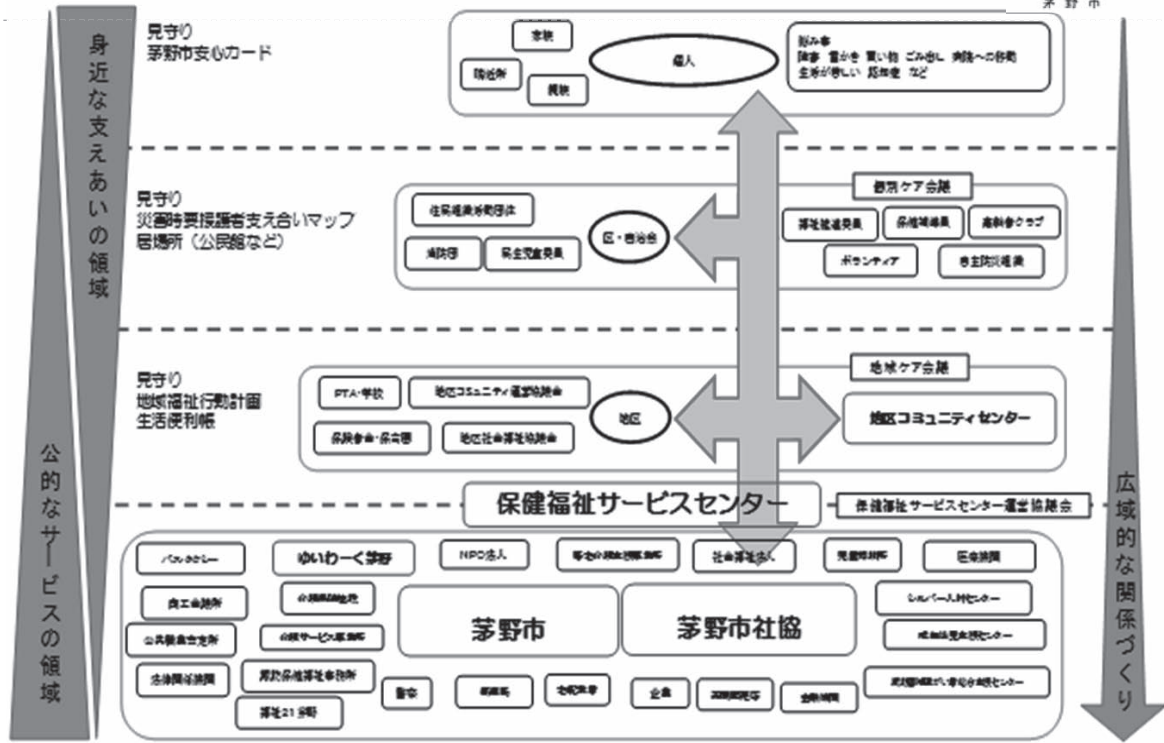
4 つながりの包括（個と地域の一体化・つながりによる地域包括支援）

お互いが顔の見える住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らせるために、日常生活支援ができる支え合いのコミュニティづくりを行うことにより、「個と地域の一体化による更なる地域包括支援体制を推進する」基盤づくりをすすめます。

→茅野よいてこしょネット

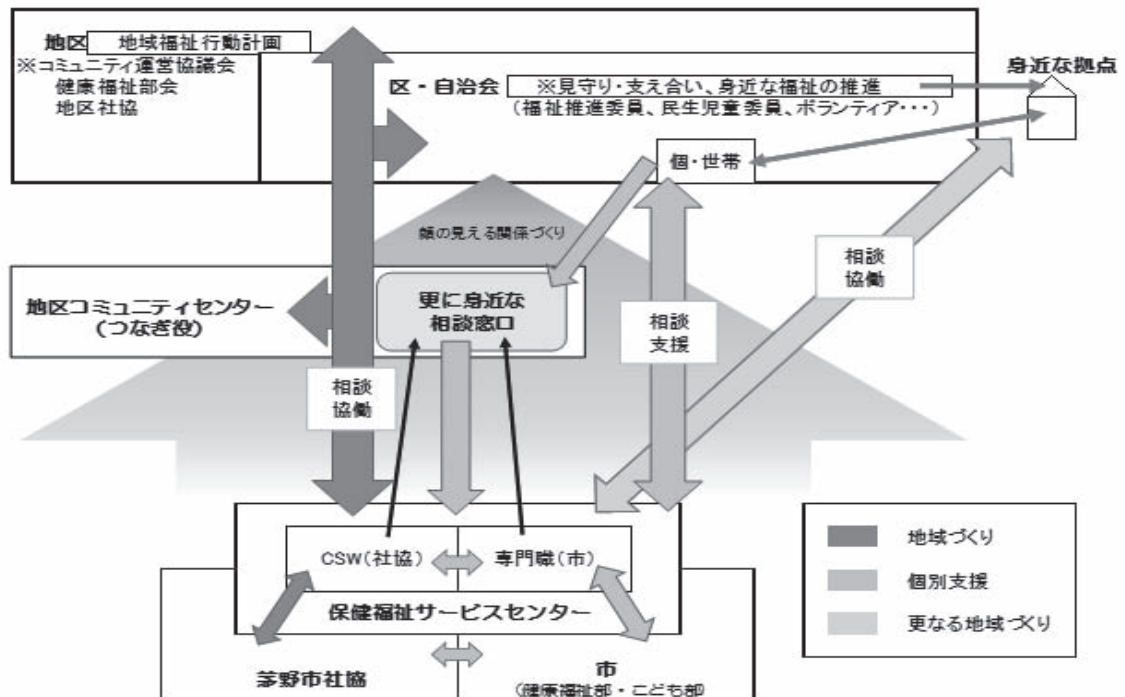
▶ 24

茅野市地域包括支援体制 (仮称：茅野よいてこしょネット)



▶ 25

【茅野市の保健福祉サービス体制のシステム構想図】



▶ 26

第3次福祉2 1 ビーナズプラン推進施策①



第1次プランから精力的に取り組んできた総合相談支援機能の定着を図ることを基本にしながら、検証を踏まえ、各分野別計画との整合と併せて新たに生じてきた課題を取り上げ、分野別計画との整合性を図るため、施策について明示しています。

1 日常生活支援

- ・ 地域での買い物に対する支援
- ・ 自動車運転免許返納者への支援
- ・ 個別ニーズに合わせた情報の発信 など

2 地域の支え合い

- ・ 地域での見守り活動の推進
- ・ 生活便利帳の普及、更新
- ・ 地域での困りごとが相談できる体制づくり
- ・ 地域課題の収集と課題への対応 など

▶ 27

第3次福祉2 1 ビーナズプラン推進施策②



3 災害時の対応

- ・ 支え合いや防災の必要性を周知
- ・ 茅野市安心カードの活用と周知 など

4 生活困窮への対応

- ・ 相談支援機関等のネットワークの構築 など

5 外国籍市民への支援（各分野別計画で推進）

6 地域住民の学び

- ・ 年齢に応じた学習、体験の場の情報発信 など

7 市民活動の活性化と市民活動センター

- ・ 福祉分野以外の「まちづくり」との協働
- ・ 地域の取組を紹介する事例集の作成・活用 など

▶ 28

第3次福祉21ビーンズプランの目標値



福祉21ビーンズプランでは、4つの基本理念を具体的に実行していくための目標について指標を設定し、目標値を示し地域福祉の推進を図ります。

また、2020年、2023年に必要な見直しを行います。

指標	2020年	2023年	2027年
区・自治会での支え合いによる活動	20	30	50
課題に向けた施策の実施状況	30%	50%	100%
地域福祉の推進へのアンケート調査(満足度)	↑	↑	↑

▶ 29

更なる地域包括支援体制を推進するにあたって



○ プラン(行政計画)を具体的に進めるため、また、総合的・計画的かつ継続していく上での担保となる条例を。⇒茅野市地域福祉推進条例(2004年3月)

○ 庁内の推進体制

- ・庁内連携(地域経営会議、政策調整会議、総合企画会議、部課長会議、部内会議、職場会議)
- ・部内連携(部内会議。各部に企画担当課長、企画担当係長を配置)

○ 行政アドバイザー制度、職員研修

○ 計画の進行管理

- ・福祉21茅野の幹事会、円卓会議、各専門部会との協働による行政評価の実施

☞常に「住民ニーズに応じているか」

☞個別支援から地域支援へ 地域課題から施策形成へ

「1つの課題が人と人をつなぎ、地域をつくる。」

いつまでも住み続けたい茅野市

「地域で支える福祉システムの構築」を目指して。

▶ 30

【シンポジウム】

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制づくりと地域福祉計画

富山県 氷見市社会福祉協議会 事務局次長 森脇 俊二 氏

市区町村地域福祉計画セミナー 氷見市における計画策定と包括的な支援体制づくりの取り組みについて

富山県氷見市社会福祉協議会
森脇 俊二

●地域概況

氷見市は富山県の北西部、能登半島の付け根部分に位置し、東側は富山湾に面し、海越しに雄大な立山連峰が一望できるという豊かな景観が自慢のまち。

「ひみ寒ぶり」をはじめとし、ハトムギ・氷見うどん・はさがけ米・白ねぎ・稲積梅・氷見牛など海の幸、里山の幸を活用したまちづくりを展開している。

- ・人口：48,163人 ・世帯数：17,636世帯
- ・高齢者人口：17,704人（36.8%）
- ・年少人口 4,599人（9.5%）
- ・生活保護世帯数：175世帯・被保護人員215人（4.54%）
- ・自治会：226地区 ・地区社協：21地区
- ・地区民協：21地区（民生児童委員122名・主任児童委員24名）
- ・小学校：12校・中学校：5校 ・保育所：11園（公立5園、私立6園）

・認定こども園4園

*平成30年4月1日現在



ひみの寒ぶり



富山湾に浮かぶ唐島越し見える立山連峰

氷見市における計画策定の経過

	地域福祉計画	地域福祉活動計画	市社協基盤強化計画
昭和56年度			第1次
昭和61年度			第2次
平成5年度	第1次	第1次	
平成13年度	第2次	第2次	
平成18年度	第2次後期	第3次	第3次
平成23年度	第3次	名称を地域福祉推進計画に改称し、地域福祉計画と一体的なものとして、推進計画及び組織基盤強化計画へ	
平成28年度	第3次後期	後期推進計画	

3

地域福祉計画策定から包括的な支援体制づくりの経過

◆安心生活創造事業推進委員会（：H22年度）

→「専門職間ネットワーク構築部会」、「生活支援サービス開発部会」を設けた

◆第3次地域福祉計画の重点施策へ（H23年度策定）

→「福祉総合相談・支援システムの構築」を掲げた

◆安心生活創造ネットワーク会議で協議（H24・25年度策定）

→「福祉総合相談・支援システム構築検討」「生活支援サービス構築検討」、「福祉人材確保育成検討」、「災害時福祉環境整備検討」、「個人情報共有検討」プロジェクトチームを組織化

◆「ふくし相談サポートセンター」の開設（H26年度）

→新庁舎開設に合わせて、官民協働の相談支援体制を構築

◆生活困窮者支援ネットワーク会議（H26年度）

→4つの部会（就労、権利擁護、多職種連携、サービス開発）

◆地域セーフティネット活性化会議（H27年度策定）

→社会的孤立者の早期発見のためのセーフティネット構築検討

地域セーフティネット構想の構築（H28年度）

→多機関の協働による包括的支援体制構築事業へ
→第3次後期計画の重点施策へ位置づけ

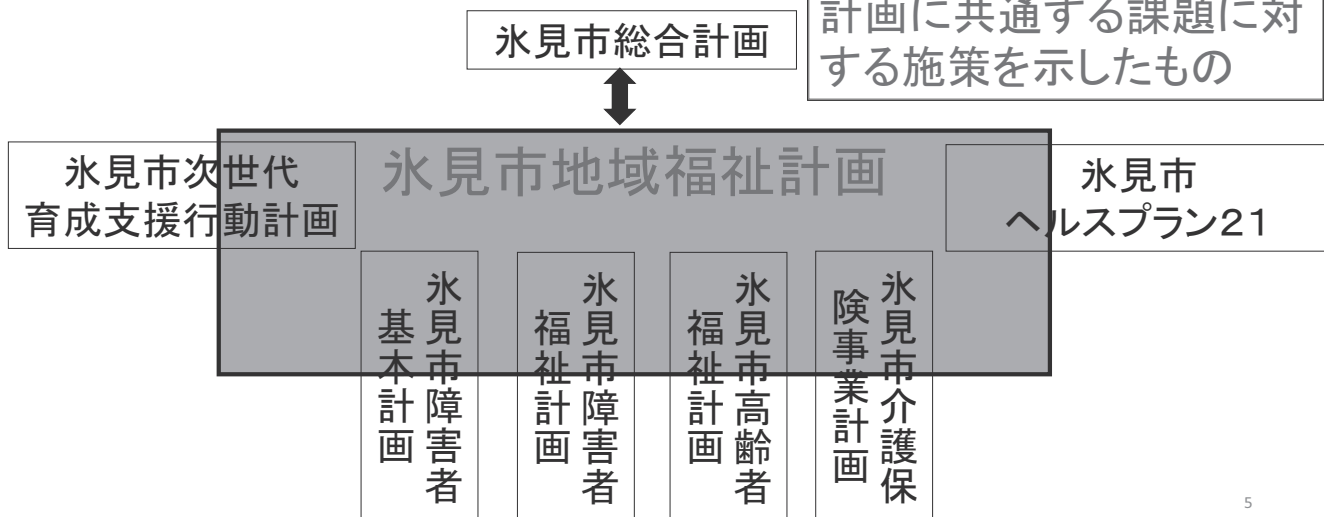


4

第3次地域福祉計画の特長

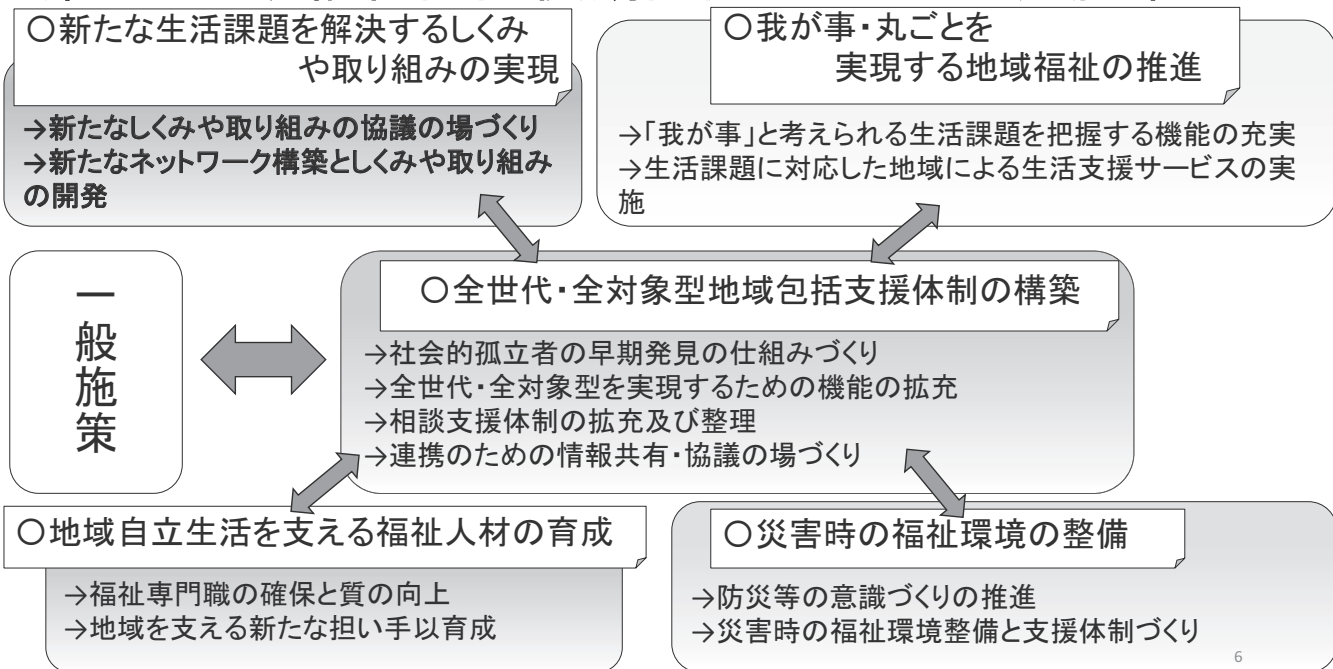
◎計画の位置づけの明確化 →

地域福祉を推進する方向（共通理念）と、各分野別計画に共通する課題に対する施策を示したもの



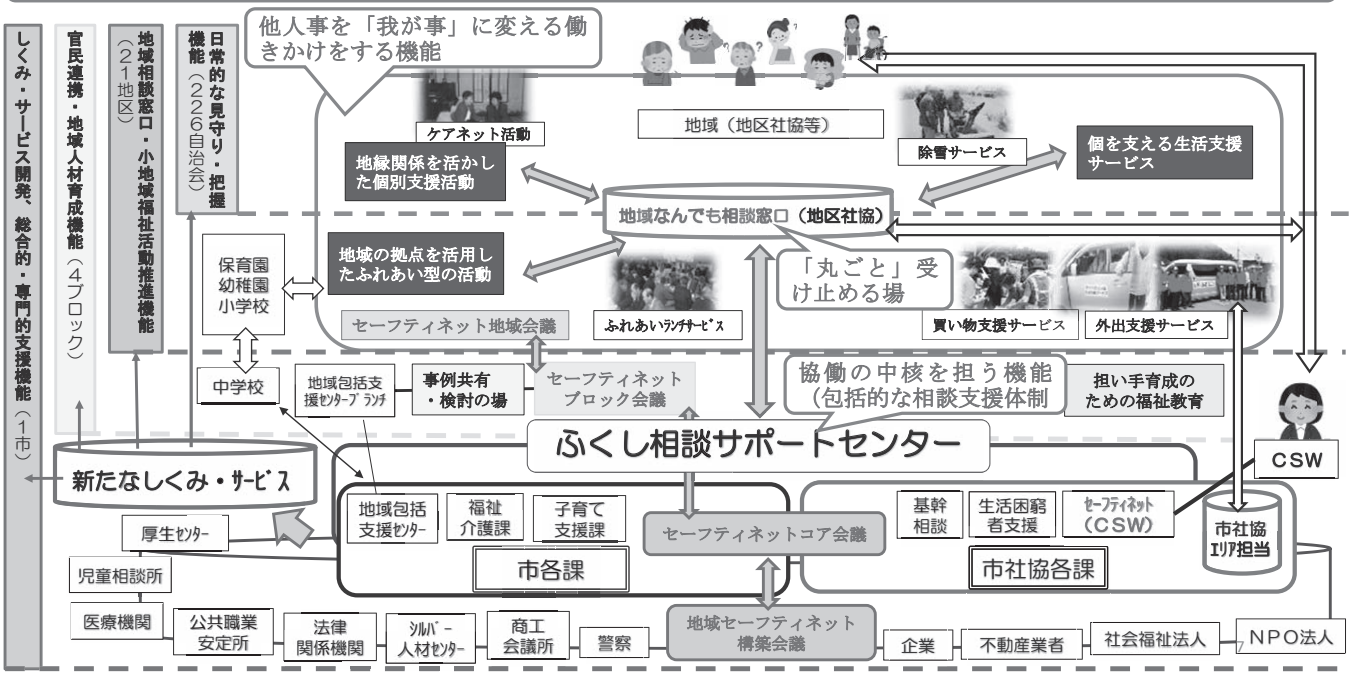
5

第3次地域福祉計画後期計画（H30～33）重点施策



6

氷見市が目指すセーフティネット構想(全世代・全対象型地域包括支援体制)



ふくし相談サポートセンター (総合相談支援機能)

行政、専門機関、地域による部会を設け、4年間協議・検討し、平成26年5月に新庁舎内に開設。
 市福祉介護課、子育て支援課と市社協が官民協働で実施するふくしの総合相談支援窓口で、市社協には生活困窮者自立支援事業と基幹相談支援事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、地域力強化推進事業、生活支援コーディネーター設置事業を受託し、10名の専門職を配置。



	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
新規相談件数	180	156	180	229
延支援回数	3,479	5,894	6,242	6,456
地域を經由した相談	19(11%)	14(9%)	29(16%)	52(18%)

2. セーフティネット構想について

(1) 背景及び趣旨

市内において、相次いで孤独死・独居死等の事例が挙がり、社会的孤立者への支援の強化と共に、虐待、サービス拒否（支援拒否）等、社会的孤立に陥る可能性のある市民を早期に発見し、適切な支援を行うことが急務となっています。

そこで、既存の取り組みに加え、現状の課題を踏まえた新たな取り組みを組み込んだ「しくみ(地域セーフティネット)」を創ることで、「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」（第3次地域福祉計画 福祉社会像）の実現を目指します。

9

地域セーフティネットの主な取り組み

①中核を担う窓口のアウトリーチ機能の強化

→「コミュニティソーシャルワーカー」（相談支援包括化推進員）の配置

②身近な地域での相談窓口の設置と人材育成

→「福祉なんでも相談窓口」の設置（21地区毎）、地域の相談対応力強化のための人材育成

③本人（世帯）、地域、専門職を支えるための庁内連携の強化

→庁内各課が顔の見える関係を構築（定例会議の開催）

④新たなしくみや支援策構築のためのしくみづくり

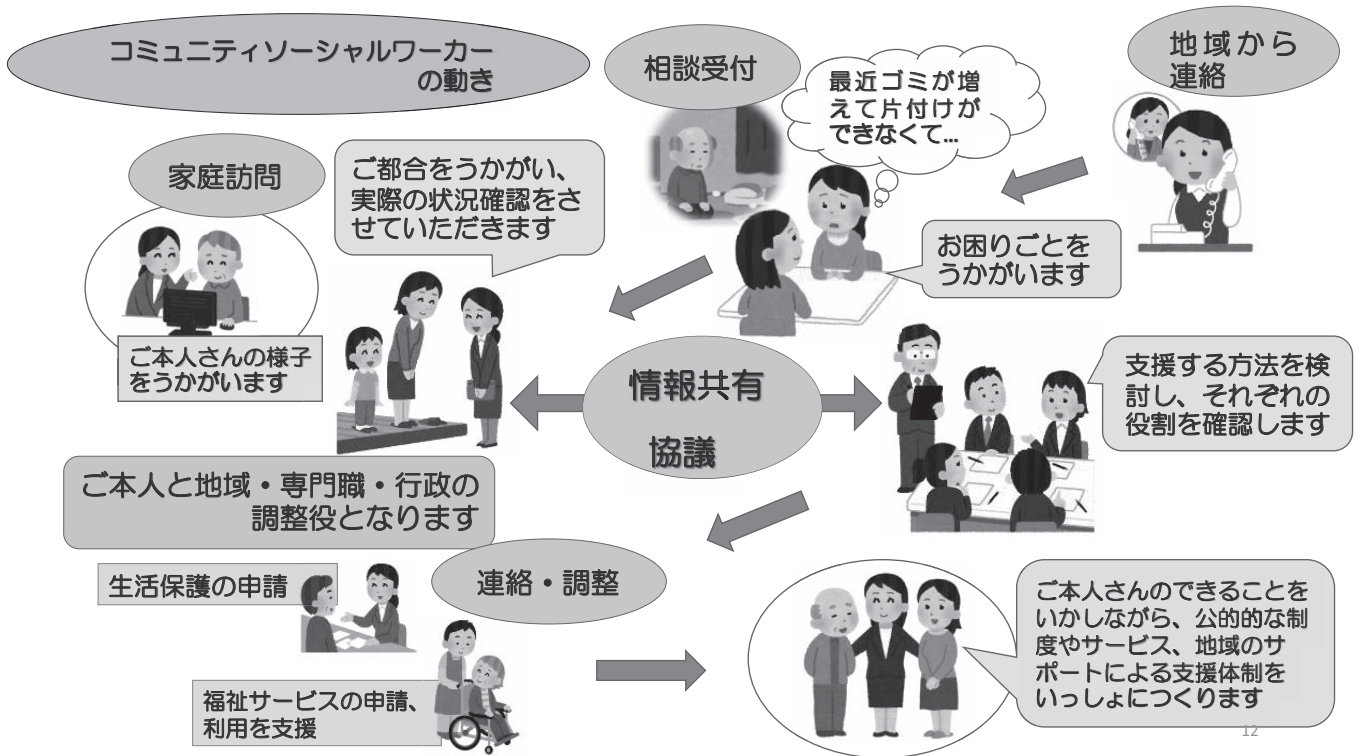
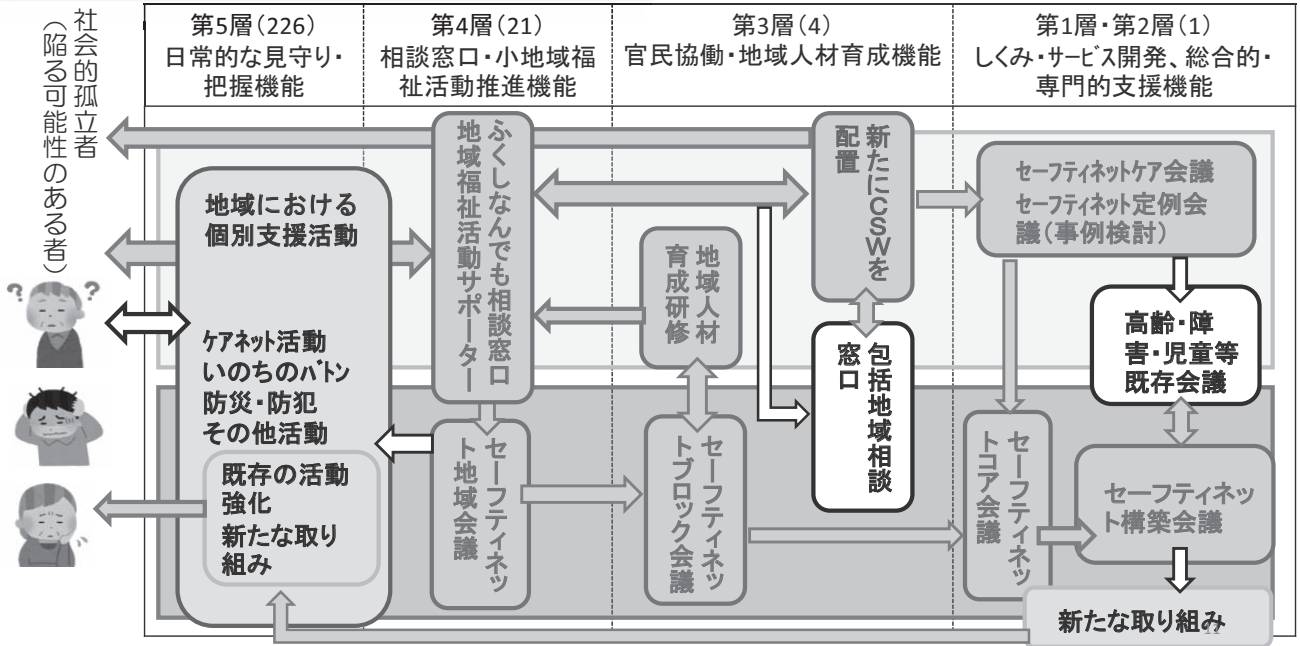
→圏域単位での会議（事例検討等）の構築とそこで出てきたアイデアを具現化するための協議の場づくり

①、③、④…「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」 ②…「地域力強化推進事業」 10

セーフティネットの全体像

...個別支援体制

...情報共有・
取り組み検討体制



ふくし相談サポートセンター 年度別、経路別 新規相談件数

	H26		H27		H28		H29	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
当事者	12	6%	9	6%	9	5%	25	11%
家族	20	11%	6	4%	19	11%	30	13%
知人	4	2%	1	1%	1	1%	4	2%
地域	19	11%	14	9%	29	16%	52	18%
専門機関	42	23%	46	29%	53	29%	57	23%
行政	83	47%	80	51%	69	38%	61	27%
年度合計	180		156		180		229	

CSW年度別、経路別 新規相談件数

	H28		H29	
	件数	割合	件数	割合
当事者	3	4%	10	16%
家族	9	13%	3	5%
知人	1	1%	2	3%
地域	24	34%	26	41%
専門機関	15	21%	13	21%
行政	18	26%	9	14%
年度合計	70		63	

同一世帯内で複数の人が地域生活課題を抱える ケース件数

主な内容	H26	H27	H28	H29
同一世帯内で複数の人が地域生活課題を抱えるケース	92	75	117	146
前年比	—	82%	156%	124%
相談率	51%	48%	65%	64%

13

身近な地域で相談できる環境の整備（丸ごと受け止める場）

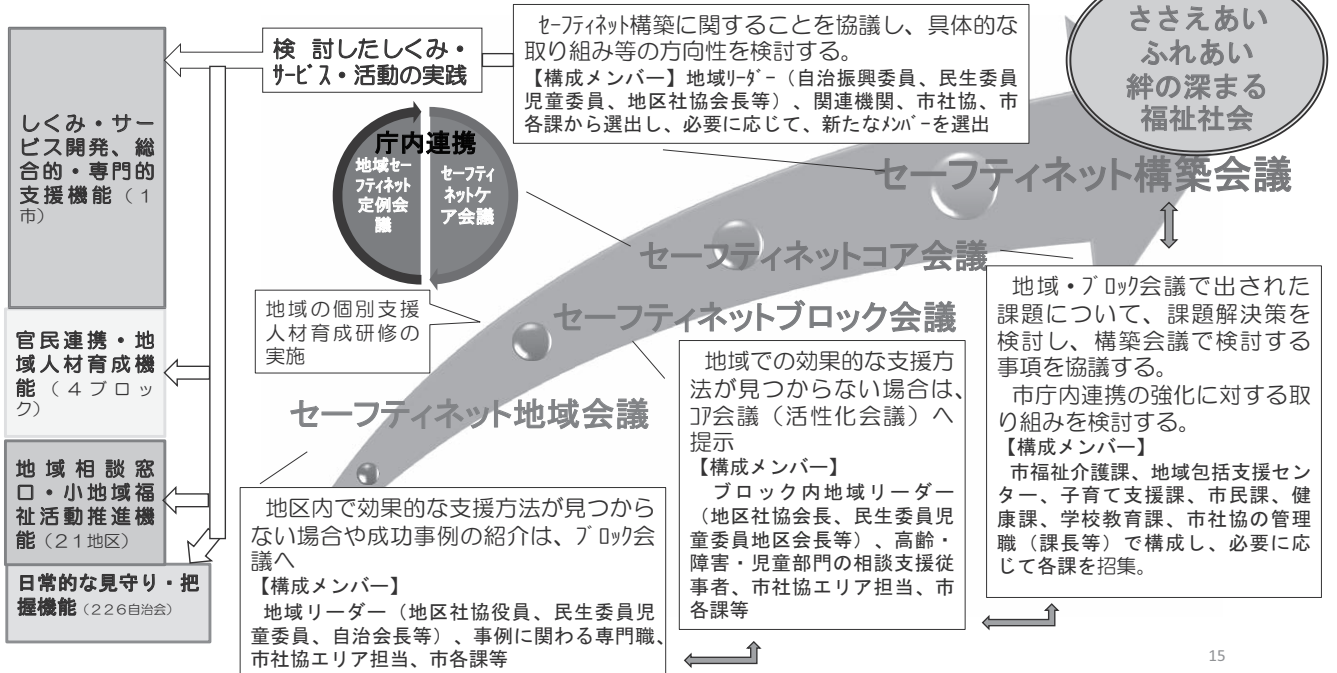
ケアネット活動から見えてきた地域生活課題に対応するため、より身近な地域で相談できる環境の整備として、「なんでも相談窓口」を開設している。（「丸ごと受け止める場」）

専門的な支援が必要な場合やどこへつなげばよいか迷うケースは、ふくし相談サポートセンターへつないでもらい、支援している。

新たに、コミュニティソーシャルワーカーが定期的に地域の相談窓口に出向き、相談のサポート及び地域の相談員（主に民生委員）からの情報収集を行っている。



氷見市地域セーフティネット構想における各種会議全体像



セーフティネット地域会議(年2~3回程度)

→地区社協単位で実施し、CSWの周知や事例検討を実施(参加者は、地域の実情によって異なる)



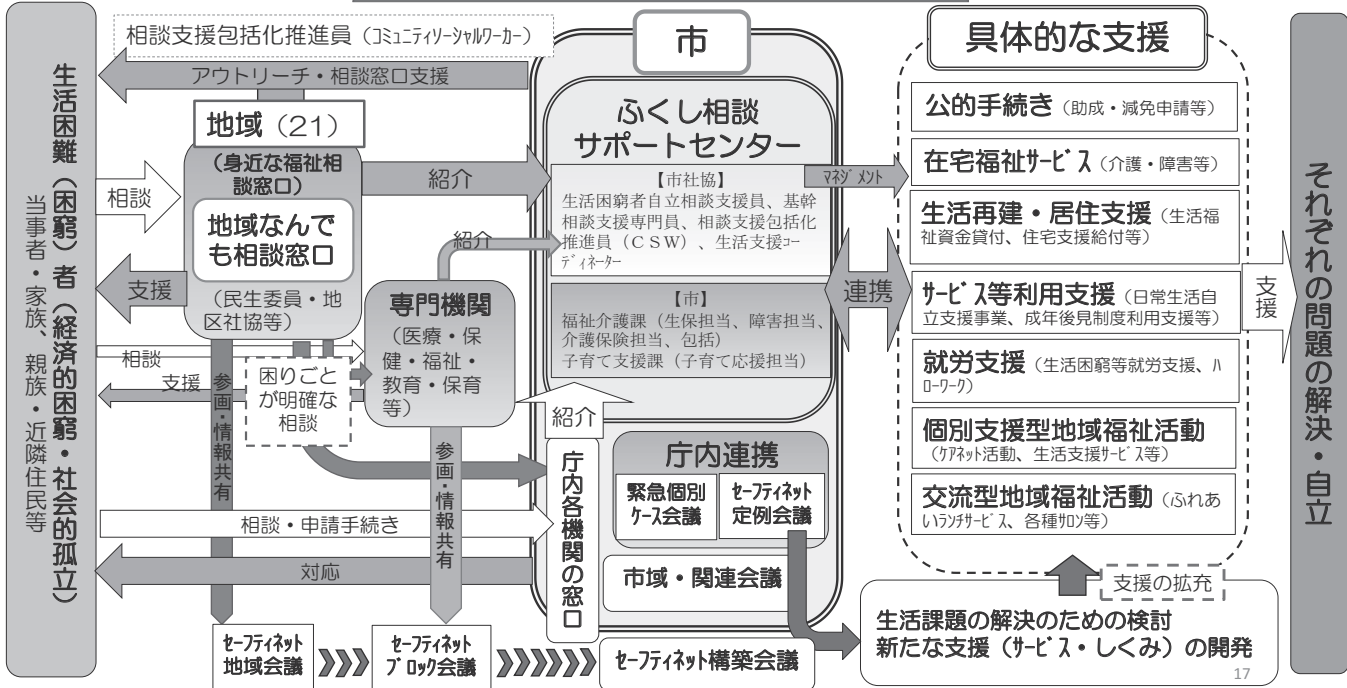
セーフティネット定例(コア)会議(月1回)

→市内連携強化(教育・保健・福祉・市民相談部局、市社協)



現在

氷見市(5.0万人)相談支援の流れ [富山県]

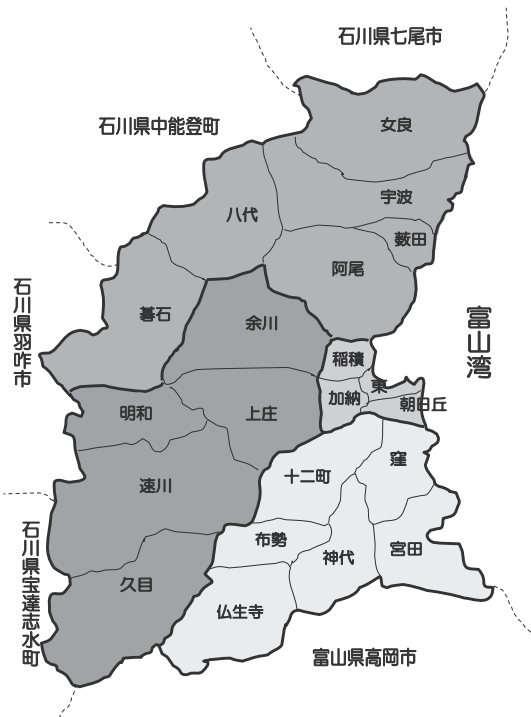


参考資料

●地域福祉の推進体制

昭和60年～平成2年にかけて、旧小学校区毎に、21地区の地区社協が組織化された。

地区社協の役員メンバーには、自治会、民生委員、老人会、婦人会、青年団、地区ボランティア、教育・保育機関の代表者がいます。



19

個別支援型の活動（ケアネット活動）

ふれあい型の活動に参加できない方や周りから見て、「ちょっと気になる」という方を対象に、声掛けや身の回りのちょっとしたサポートを地域住民がチームで支援する「ケアネット活動」を行っている。その他、地区によっては、防犯組織と連携したり、自治会独自で見回りを行い、孤立を防いでいる。

（平成29年度実績：742チーム 1,855名の協力者）

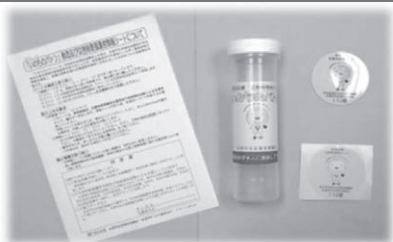


20

個別支援体制の強化（いのちのバトン・生活福祉マップ）

ケアネット活動から見えてきた課題に対応するとともに、多様な地域生活課題に対応していくために、緊急時・災害時に役立つ「いのちのバトン」の普及（4,193件）や生活福祉マップの作成を行い、本人の同意を得ながら関係者で個人情報を共有し、そのためのルールも地区独自で検討している。

「いのちのバトン」では、専門職（主に、介護支援専門員、相談支援専門員）からバトンの導入を世帯へ勧め、民生委員児童委員を中心に地域とその世帯がつながるといふ事例も多数出ており、緊急時では、消防や警察の迅速な行動に役立てられている。



21

バ 外型活動から日常的な活動を実現するための拠点づくりと生活支援サービスの実施

長年の活動の中で、「随时集える場がほしい」という意見から居場所づくりを各地区で進めている。

地区によっては、旧保育園や旧小学校、商店街の空き店舗、空き家を活用し、乳幼児から障害のある方、高齢者等地域住民が集っている。

個別支援型活動（ケアネット活動）やふれあい型の活動から見えてきた住民一人ひとりの生活の困りごとの中で、特に、「買い物支援」「外出支援」の必要性が高まり、地区社協が中心となり「生活支援サービス」を実施している。



22

地区によるサービス開発と拠点づくり一覧

住民アンケートの実施 (H27)
 学童保育の実施 (H29)
 外出支援の実施 (H29)

通院 (外出) 支援の実施 (H28)

買い物支援サービス (注文配達型) の実施 (H22)
外出支援サービスの実施 (H22)
 なんでも相談室 (取次室) の開設 (H22)
 地域の学習室を開設 (H27)

住民アンケートの実施 (H24)
 生活便利帳の作成・配布 (H24)
外出支援活動 (ハトムギワゴン) の実施 (H26~)
住民台帳兼いのちのバトン設置 (H27)
防災・福祉マップ作成 (H28)

住民アンケートの実施 (H24)
 生活支援サービスの検討 (H25~)
寄ってこられまサロンの開設 (H25)
 女良サポーター研修の実施 (H24)
 いきいきフラワー活動実施 (H25)
外出支援の実施 (H25~)

住民アンケート (H27)
常設型サロンいなづみ談笑室の開設 (H27)

住民アンケートの実施 (H25)
生活相談受付の実施 (H25)

外出支援活動の実施 (H22)
なんでも相談室の開設：日・水曜日 (H22)

住民アンケートの実施 (H25)
 生活便利帳の発行と配布 (H27)
 地域ボランティアセンターの開設準備 (H27)

自治会単位のサロン設置 (H29)

